

会 議 録 目 次

平成 28 年第 2 回海田町議会定例会（第 2 日目）

平成 28 年 6 月 7 日（火）午前 9 時 00 分開議

日程第 1	一 般 質 問	
	○下岡憲国議員・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	○大江康子議員・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	○大高下光信議員・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	○岡田良訓議員・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	○西山勝子議員・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	○宗像啓之議員・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	○前田勝男議員・・・・・・・・・・・・・・・・	62
日程第 2	第 24 号議案	工事請負契約の締結について（つくも保育所改修工 事）・・・・・・・・・・・・・・・・
		70
日程第 3	第 25 号議案	町道路線の廃止について・・・・・・・・
		75
日程第 4	第 26 号議案	町道路線の認定について・・・・・・・・
		77
日程第 5	第 27 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について・・・・・・・・
		80
日程第 6	第 28 号議案	海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て・・・・・・・・
		83
日程第 7	第 29 号議案	平成 28 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）・・・・
		89
日程第 8	第 30 号議案	平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）・・・・・・・・
		89
日程第 9	第 31 号議案	平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・
		89
日程第 10	第 32 号議案	平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・
		89
日程第 11	第 33 号議案	平成 28 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・
		89
日程第 12	海田公民館整備特別委員会中間報告・・・・・・・・	94
	（散 会）・・・・・・・・	95

平成28年第2回海田町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年6月6日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会 （開 議） 6月7日（火）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

13番 崎 本 広 美

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| 町                   | 長 | 西 田 祐 三   |
| 副 町                 | 長 | 胡 家 亮 一   |
| 企 画 部               | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 部               | 長 | 丹 羽 勤     |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 湯 木 淳 子   |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司   |
| 財 政 課               | 長 | 吉 本 真 人   |
| 総 務 課               | 長 | 中 垣 雅 彦   |
| 税 務 課               | 長 | 近 森 茂     |
| 生 活 安 全 課           | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 住 民 課               | 長 | 水 川 綾 子   |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 新 藤 正 敏   |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 長 寿 保 険 課           | 長 | 伊 藤 仁 士   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長     |   | 森 原 知 美   |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 早 稲 田 誠   |
| 教 育                 | 長 | 田 坂 裕 一   |
| 教 育 次               | 長 | 石 川 直 之   |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 中 川 修 治   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 小 林 伸 二   |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 宮 垣 将 司   |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長     |   | 岡 田 隆 弘   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 下 義 博 |
| 主 任 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日 程 第 1 一般質問
- 日 程 第 2 第 24 号議案 工事請負契約の締結について（つくも保育所改修工事）
- 日 程 第 3 第 25 号議案 町道路線の廃止について
- 日 程 第 4 第 26 号議案 町道路線の認定について
- 日 程 第 5 第 27 号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 6 第 28 号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 7 第 29 号議案 平成28年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日 程 第 8 第 30 号議案 平成28年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日 程 第 9 第 31 号議案 平成28年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日 程 第 10 第 32 号議案 平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日 程 第 11 第 33 号議案 平成 28 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日 程 第 12 海田公民館整備特別委員会中間報告

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）みなさんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますのでご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 12 に至る各議案でございます。日程第 1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。5 番、下岡議員。

○5 番（下岡）5 番議員、下岡です。本日は 2 項目にわたって質問いたします。まず第 1 点目、循環バスについて。町長が公約で三迫三丁目の延伸に向け、試験走行を実施するなどを目のあたりにして、本地区住民の期待は高まっている。一方で往復 1 点、約 1.4 キロの走行延長は 1 時間運行スケジュール確保を厳しくするなど、課題もあると思われ

る。また循環バス利用者は、昨年度、約4万400人で、2万9,200人の人口一人あたり約1.4回と年々減少している。昨年度実績で近隣の府中町は18万1,200人で、5万2,000人の人口一人あたりで3.5回であり、坂町は6万300人、人口1万3,100人、一人あたり4.6回である。この差はどこから来ているか。1台運行と2台運行の差が大きい。8便運行ではあるが、行きと帰りは逆方向なのでそれぞれ4便しか利用できず、まさしく田舎のバスである。次に商業施設、医療機関の集中する曙、幸の町中心部が経路に入っていないことで、利便性が格段に低い。質問します。1点目、三迫三丁目への延伸はどのような予定で導入するのか、また、導入に向け、課題とその解決策は何か、問う。2点目に第2路線運行にすれば、国信二丁目への延伸も可能となることと併せ、町民の利便性は大いに高まる。2台第2路線方式についてどのように考えているのか、費用対効果を含め、問う。3点目、中心部走行が無理なのは、芸陽バスと路線競合するからとされている。交通弱者や買い物難民等町民の交通利便性向上のため、バス会社への補償も含め、問題解決策を検討すべきと考える。見解を問う。大きく2項目目。串掛林道沿い埋立工事について。土石流危険渓流に大量に土砂を盛る工事が土砂災害の危険性を助長するなどとして、地元が知事に対し許可取り消しを求める不服申し立てを行って1年半近く経過した。いまだに裁決が下されていない。県の弁明と地元の反論が繰り返されたが主張は平行線をたどった。町を含め行政の対応には納得できない問題が大きく二つある。1点目は、この工事はどの法令により判断されるべきかである。業者等は、資材置場造成が目的であるとして宅地造成等規制法での申請をし、町はこれを受け付け、県は許可を出した。地元は近隣の三迫一丁目で行われる宅地開発で山を削って出る土砂を処分するのが目的であるから、県の土砂の適正処理に関する条例により審査が行われるべきであったと主張する。また、県は、宅地造成等規制法のみで審査を行っており、土砂災害防止法での検討考慮がなされていなかったその理由を、県は、宅地造成等規制法では、土砂災害防止法での検討を要求していないからだとする。宅地造成等規制法は主に造成主の生命、財産を守るための法であり、土砂条例は周辺住民の生活安全を守る法である。土砂災害防止法は、警戒区域等の住民の命を守る法である。本工事が造成主にとって最も都合のよい宅地造成等規制法によってのみ検討されており、周辺住民の土砂災害の危険性は考慮されていない。二つ目の問題点は、行政が説明責任を放棄していることである。県も町も、地元説明会への出席を拒否し、県は不服申し立ての弁明でも、土砂災害の危険性には一切触れず、町は業者、県が説明するとして説明拒否を貫く。行政

には土砂災害の安全性につき説明責任がある。最近、山口県は岩国の残土処理場につき地元住民からの抗議を受け、事前説明しなかったのは県の怠慢であったとして残土撤去を決めた。質問します。①町はこの土砂埋立工事の目的は何であると考えているのか、資材置場造成とするなら、資材とは具体的に何であるのか問う。2点目、町は申請受け付けの際、広島県土砂の適正処理に関する条例を知っていたか。また、本工事は土砂災害の危険性を助長すると考えなかったか問う。3点目、町は申請が出る前に業者と協議を行い、工事完了検査後に土地交換を約束している。協議時点で、町は、工事完成手順や地元住民説明会をどのように把握し対処しようとしたのか問う。4点目、本工事場所の下流域は、町のハザードマップ上、土石流危険渓流である。県は、現在基礎調査を実施中であり、その結果に基づきこの地域が警戒区域等に指定されることは確実である。下流域住民に規制を強い、一方、その上流の土石流危険地域に大量の土砂埋立てを許すことは、行政に重大な法的、道義的責任がある。見解を問う。5点目、下流域住民は、本工事が行われることで、格段に増す土砂災害被害への恐怖心とともに工事関係者や町、県への強い不信感を持っている。このことについて、どのように責任を感じているのか問う。6点目、山口県の事例に関し、専門家は今後住民合意の必要性が高まると言う。地元住民からの合意が全く得られていない状況下、最近、事業主等は工事に着手すると通告してきた。町の対処方針を問う。7点目、下流域住民から、自分たちが納得するまでは串掛林道入口の大型車両通行止規制を町が解除しないように求める陳情書が、町長あてに提出された。どう対応されるのか問う。以上でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）みなさん、おはようございます。はい、下岡議員の質問に答弁いたします。

循環バスについての質問でございますが、1点目については、道路拡幅が進んでいる状況を踏まえ、バス事業者と延伸について、通勤時間帯でのバスと車の離合など、課題を整理している最中でございます。課題が整理できましたら、議員の皆様にご説明し、地域公共交通会議を開催したいと考えています。2点目については、将来的な課題であると認識しておりますが、2台、2路線については、現在の運行形態のもと、全く別のものに変えることとなることから、費用対効果を含め、引き続き調査研究してまいります。3点目については、2点目と同様に、運行形態、ルートを全面的に変えることになることから、調査研究してまいります。続きまして、串掛林道沿いの埋立工事についての質問でございますが、1点目については、埋立工事の目的は、資材置き場の造成であると

認識しておりますが、資材の具体については承知しておりません。2点目については、広島県土砂の適正処理に関する条例は存じておりました。宅地造成工事の許可申請については、町と県との確認事項を付して県へ進達しております。3点目については、順序につきましては、県による完了検査に合格した後に交換の手続を行うことを想定しております。また地元住民説明会につきましては、町が実施することは考えておりません。4点目、5点目については、町は申請書を受けて県に進達しております。内容の審査については、処分庁である県が行うこととなっており、今回の許可については、県において審査し判断されるものと考えております。6点目については、今後の状況を見ながら適切に対応してまいります。7点目については、申請書が提出された場合には慎重に審査し、適切に対応してまいります。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）まず、循環バスからでございますけれども、試験走行されましたね、4月頃に。これについてされたかどうか、まず答弁を求めます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）芸陽バスが、4月8日に循環バスを試験車を上に上げております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）距離は約1.4キロですけれどもその試験走行によるとですね、三迫二丁目から、最終の今の予定されてる地点、往復で約1.4キロあるんですけれども、所要時間は何分かかりました。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）当初試験、試験運行といいますかバスを上げたときには、芸陽バス、事業者は大体9分ぐらいの目安で上げておりましたけれども、そのあと事業者の方が実際の距離とその転回する時の時間とか、精査しまして、今7分というふうに整理をしております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）7分とするとですね、現行のルート、延伸しない前の現行のルートだとですね、1便あたり、例えば8時に左回りで出て帰ってくるのがですね、48分、8時48分ですから、48分今かかっていることになるんです。それに今の延伸時間をプラスすると、7分から9分と。足すとですね、55分から57分かかると計算なら。スケジュール通り運行するとするとですよ。55分から57分、ですから、次の便が発車するまで、3分か

ら5分しか余裕がないということです。スケジュールですから、早く回るということは許されませんから、定刻どおりか若しくは交通渋滞等で遅れるということはあるとしても、早くすることはできないということで、3分から5分しか余裕がないということになる訳ですけれども、今日なんか私もですね、雨のための交通渋滞で寸前のところで9時までに遅れそうになった。そういうことは十分予想され得るわけで、そうなってくると、また、雨だとか交通事故等でですね、遅れるということになると、3分から5分というインターバルはですね、非常に厳しい、ね。もし、これですね、そのままやってもたらですよ、運転手に相当な負荷がかかりますよ、遅れそうになるからですね、遅れを取り戻そうとしたら、走れるところはスピードを出してですね、走ると。交通事故の危険性が高まる。またですね、乗ってる人が十分に着席しないままにですね、急いでるからですね、すぐバスを発進させるだとかですね、乗客の安全性も確保できない。非常に危険な状態ですよ。抜本的にですね、やり方を変えないと、無理なんじゃないですか。解決方法としてはですね、いろいろ課題を精査してるとか言いますけれども、課題もう明確じゃないですか。これクリアしようとしたらですね、あとはここをどこか省略して現行路線をショートカットするかですね、何かしないと間に合いませんよ。ほんなもんね、明確な課題があるんじゃないですか。どんなにね、つめても、インターバルは5分よりは縮まらないんですよ。どう考えるんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）議員がご指摘のように、1時間ヘッドっていうところは、かなり物理的に時間が押すということで難しくなってくると思います。町長答弁もありましたように、1時間ヘッドをどうするか、それから、朝の通勤時間帯とかいうものの課題を、今、バス事業者とも話し合っております。いろんな方式で、1時間ヘッドを守るのか、それとも、減便を視野に入れるのか、それにかかる費用はいくらかかるのか。そういったところも、今、バス事業者と打ち合わせといいますか、協議をさせていただいてる最中でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）これはね、交通安全の問題だけじゃないですよ。運転手の問題。運転手ですね、そういう過密スケジュールでですね、走らせてもいいのかという、法的な問題、労働基準法にかかわってくる。ほとんど休憩時間なしにですね、ろくにトイレ休憩も取れないような状況でですね、そういうことが想定される中でですね、町がそういうスケ

ジュールでやるのかどうなのか。法令に触れる問題も含んでると、私は認識してます。どうなんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）バスの運転手の労働時間につきましては、この延伸で最初、大体7分で整理しておりますけども、バス事業者さんが一番最初に提起をされた問題でございます。1日8時間の労働時間、それから、4時間ごとに30分というというような、今、議員が言われました法令上の規定がございますので、そこら辺をどのように確保して、運行ルートとダイヤを整理していくかと、そういうところで今、協議をさせていただいてるところでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）今言うようにですね、課題は明確な訳ですよ。ほとんどですね、運転者の問題とかクリアできないと思いますよ、そうなってくるとですね、運転手1人じゃ無理だから、1日当たりですね、交代要員を含めて2人準備しなきゃいけない。芸陽バスはですね、そういうスケジュールやる以上はですね、運転手2人分の経費をみてくれということになりますよ。違うんですか、そういう話は出てきてないですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）繰り返しになるかもしれませんが、1人1台という方式で、例えば減便、それから、1人2台で、1台で2人で費用がかかる。いろんな案があると思うんですけども、そういったところを今バス事業者さんの方と協議をさせていただいている最中でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）いくら協議してもですね、法令でできないものはできないんですよ、ね。生活安全課長もうなずいているけども。そしたらですね、できないことはできないんだから、1時間ヘッドをですね、ずらして、1時間半にするかということなる訳ですよ。町民の利便性を大きく後退する。今でもですね、近隣の府中町だとか坂町よりも、町民一人あたりの利用回数が少ないのにですね、もっと悪化すると。私が、先ほど一般質問事前通告で田舎のバスであると、何で田舎のバスかと、忘れたころにやってくるから田舎のバスですよ。1日4便だからね、ある地点から乗った人が、行くときには、例えば、三迫二丁目からですね、お医者さんに行くと言って、町長の近くのお医者さんに行く場合にはですね、右回りのバスに乗りますよ。そして町立図書館付近で降りて、ね、そこ

から行かれると。循環バスを使う場合ですよ。そして、帰りはどうなるかということですよけれども、帰りは、今度は逆方向へ乗らないとだめなんですよ、ね。左回りに乗らないと。右回りに乗ったら、駅に行くだけですから。折り返して左回りに乗らないといけないんだから。ということだから、行きは右回り、帰りは左回りしか乗れないんですよ。

1日使えるのは4便。8時間の4便使えるとしたら、2時間、3時間のインターバルですよ。だから、9時半頃に三迫二丁目出るのかな、それで2、3分で町立図書館につきます。そこからですね、お医者さんに行って用事を済ませたと。帰ってくるときに、次の便は左回りですから次の便に間に合えばいいんですよ。そのインターバルというのは、町立図書館、40分ぐらいしかないんですよ。だから40分です、町立図書館を降りて医者に行ってですね、用事が済ませると思えないんですよ、ね。だから、次の、その次に帰れる左回りといったら、今度は1時過ぎになるんですよ。そういう状況です、三迫の人が通院のために循環バスが使えます。使えないですよ、実際問題。現行ですらそうですよ。それをまたさらに1時間ヘッドをですね、ずらすだとか、いったいどう考えてるんかという問題ですよ。いっそのこと、そんなだったらですね、費用対効果があるんだったらもう廃止した方がましなんじゃないですか、そんな路線バスだったら。ちなみに言いますとですね、府中町はですね、2台使ってますよ。だけど路線はね、循環ですから海田町と一緒にですよ。2台使ってどういうふうに使ってるかいうたら、右回りと左回りですよ、10便ずつ。だから20便ある。それ循環してる、ソレイユを発着にしていますから、やっぱり、右回り左回りがある。海田町が駅を中心にしているようにね。だから、ほぼ1時間ヘッドでね、朝とか夜の使用時間も長かったのかな。10便ずつある20便。坂町はどういうふうにしてるか言ったら、2台やっぱり使ってる。1台は中心部をぐるぐる巡回してる。1台はですね、坂町ご存じのように、非常にエリアが広いですから、1台で小屋浦の方行って帰ってきて、また南の方へ行って東の方へ行って、1台がそういう経過で往復するのに使ってる。それぞれね、府中も坂もね、工夫してですね、町民の利便性を高めるように工夫をやってるんですよ、ね。海田町、何を検討しとるかいったら、1時間をもっと延ばす、何を考えているんだという話ですよ。そういう方向で検討していいんですか。ちょっと答弁求めます。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）確かに議員ご指摘のとおりいろんな課題があって、その課題については、執行部の方としても認識をしております。で、坂町、府中町の例もございますけど、

坂町にはそもそも路線バスがないという実態もございます。で、府中の方も、路線バスと、必ずしも競合するような路線ではなしに、それを結ぶような形での運行というふうな運行形態で実施されているものと認識しております。いずれにしましても、課題の方も多々ございますので、一つずつ解決していきたいと考えておりますので、もうしばらくお時間いただきたいと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）課題、課題と言いますけどね、もう今ここで整理できない無理な課題、いろいろあるんですよ。庁舎移転の問題じゃないけどもね、いくら解決できないような課題を、課題を整理するというたって、もうはっきり申し上げますよ、これね、変えようと思うたら、バスを2台導入するしか解決策はないですよ、どう考えても。2路線。海田町をですね、例えば、東地区と西地区に分けるか南地区と北地区に分けるか知りませんが、2台2路線にして、町長の近くの幸、曙付近をですね、経由地にして、逆の方向に行きたい人、例えば東の三迫地区の人なんかが駅に行きたい場合は、そこから乗り継ぎをですね、便利にすると。それで町内全域をカバーすると。一般的には、買い物とか通院が主な使用目的ですから、町長の近く、商業施設、医療機関が集中するこの地区あたりを重点的にですね、行けるようにするということで、問題解決、整理できるんじゃないですか。そういう方向性というのはね、ちょっと考えればすぐ出ることじゃないんです。これを、今課題整理してますと。一体いつに結論が出るんです。いつになるのか、時期をお尋ねします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）まずは、執行部の方としてはですね、三迫三丁目へ循環バスを上げることを第一に考えさせていただいております。で、2台2路線とか中心部とか言いますと、また、全てのルートの見直し、バス停の見直し、安全性の確保、そういった課題がまた増えてまいりますので、とりあえず、三迫に上げさせていただくことを前提として、早ければ10月ぐらいに、地域公共交通会議委員の皆様へのご説明等もございますので、遅くとも年内には上げれるように努力してまいります。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）はい、今の説明ですとですね、2段階で物事を考えるというふうに聞き取れるんですけども、まず、三迫三丁目ですね、遅くとも年内にはですね、三迫三丁目までは年内には上げますよと、ね。そして、それ以外の、今の課題についてですよ。今後

の例えば国信二丁目も空白地帯な訳ですから、これも解消しないといけません、ね。そういう課題であるとか、買い物、通院に便利な循環バスのあり方等課題を整理してですね、それに取り組みますよと。２段階でやるということによろしいんですね、

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）そのように考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○５番（下岡）それでしたらですね、今の１点目については、いろいろ書いてるけども、要は、スケジュール的には年内に三迫三丁目に上げると。そして、その次の、これが一番町民全体にとって大事な問題ですよ、ね。例えば今の整理で、１点目の三迫三丁目の延伸の中でも、今いったようにスケジュールが非常にタイトである訳ですから、課題というのはもう当然クリアされるべき課題というのは、ね。今言ったように、３分か５分ヘッドでですね、休憩で回さないといけない訳ですから。それは何とかされるとしてですよ、そういった点も含めて、次の時にはですね、全てのいろんな課題を整理してですね、対応できるようなものを考えて対応していただけるんだということなんですけども、どういうスケジュールでですね、どれくらいの期間かけて、第２段階はやろうと、今考えておられるのか。１年にかけてか２年かけてかですね、その辺の目安について、お答えしていただきたい。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）町長答弁で申し上げましたとおり、これについてはまだ、まだ、手を付け始めたところでございますんで、まだスケジュールの方とまでは行っておりません。そこは明言、ちょっとできないとこでございますんで、相手方もございますし、その時期については、まだお話できる段階ではございません。

○議長（久留島）下岡議員。

○５番（下岡）お話しできるとかできんとかじゃなくてですね、どういうスケジュールをもつてですよ、大まかでもいいですよ。今の答弁だとですね、第２段階の検討すらですね、ずっとされなくてもですね、今検討してます、検討してます、昨日からの一般質問でもですね、検討中だ検討中だという答弁ばかりやられてる訳ですから、３年経っても５年経っても、私が議員やめた後ぐらいになってですね、今まだ検討中だと、ね、いうことだってありうる訳だから、どういうのくらいのスパンで考えるのかと。中期とか長期とかですね、大体中期いうたら３年から５年が中期ですよ。長期になったらまあ１０

年ぐらいが長期、例えば長期は、町長が今回の任期中にはですね、第２段階に取り組みますとかですね、いうものがあってしかるべきじゃないです。町長、どうなんですか。今の第２段階。この循環バスの抜本的見直しをですね、町長の任期中におやりになる考えがあるかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）最初に答弁いたしましたように、非常に大きな課題を抱えております。で、町民の方々の利便性を向上させるというのはまず第１に考えて、この目的を達成するために、いろいろ議論を重ねて、検討を重ねているところでございます。で、まずは、三迫地区におきまして、先ほど部長の方から申し上げましたように、２段階的に、まずは三迫地区を前提として年内に解決していきたいというふうに答弁ございましたので、その方向に全力を尽くしていきたい。で、この循環バスの問題に関してはですね、循環バスの取り入れにおいて、まず目的がですね、公共施設等の循環というのが大きな目的になっております。それをですね、やはり、変えないといけない時期に来たかなと思っております。で、住民の方の利便性を基本的に進める方向のものを、循環バスには求められていると。それが、今後のですね、海田町の住民の増加、またその維持ですね、につながっていくのではないかとというふうに、私は大いに注目してるところですし、重大な問題として考えております。で、そこで、それらをやはり精査していかないといけないというふうに考えます。で、先ほどの質問でもございましたが、中央部分にですね、まずもっていきながら、定期便に、ローカル便にですね、連結してはどうかというような提案もございました。そういったものも含めながら、なおかつ、今、循環バスの、公共交通会議ですか、この会議におきまして、課題が二つ課せられております。一つは、交通弱者の問題で、三迫地区の問題と国信地区の問題、これを解決しないとイケませんよというような課題が投げられておりますので、そこに関して、基本的には、まず三迫、その次には国信地区等を含めながらですね、全体の循環バスの運行形態をですね、きっちと目的を精査しながら、住民サービスの向上に努めていきたい、いう方向でですね、進めていきたい。そのためにはですね、先ほどからロードマップの話が出てきておりますが、これがですね、いろいろ芸陽バス等もございまして、それから、前も提起されておりますデマンド交通等の話もございまして。いろんな方法論がございまして、そこらを受けながらですね、今後検討していくということでございまして、ロードマップに関してですね、もう少し、先ほど議員が指摘のように、中期で３年から５年という言わ

れておりますが、できるだけ早くですね、その解決に向けて進めていきたいという気持ちでは、私はおります。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）ありがとうございます。町長の前向きな発言聞いて、安心しました。ひとつですね、12月まで、海田町のじゃなくて今の三迫延伸に絡んでですね、一つだけお願いというかですね、これをやるためにですね、少なくともほかのところをですね、ショートカットするだとかですね、というようなことはやらないでいただきたい。三迫三丁目は便利になったけど一方ではですね、既存のところがですね、割食ってですね、不便になったということを、これ何やったか分からんということなる訳ですから、漏れ聞くところによるとですね、そういう話も一部されてるやに聞いてますけどもですね、何のためにやったか全く意味のないということなります。これは要望ですから。次、串掛林道問題ですけれども、資材の具体については何か知りませんと、極めて無責任じゃないですか。何言ってるんですか。いいですか。12月議会のときに私この問題取り扱ってですね、大型車両通行止規制を解除するのかと聞いたらですね、建設課長、どう答弁しました。工事区間を限ってですね、通行止規制を解除しますと。工事が終わったら元どおりですね、通行止規制解除しますと言ったんですよ。間違いないでしょ、建設課長。そういうて答弁しましたね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）要件を満たせば解除することはあり得るとお答えさせていただいたと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）要件を、要件というのは何なんですか、いったい。具体的に説明してください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、それは串掛林道のまず構造自体が大丈夫か、それから安全が適正に管理できた状態であるか、それら等々を踏まえた上での条件でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）いいですか、ね、資材がですね、何か分からんのにですね、通行止規制解除するとかせんとかいう議論ないでしょう。通行止規制したらですね、大型車両通行できないんですよ、ね。資材がですよ、例えば、建設機材なんかで大型車両で運行できな

きやですね、資材置場として用をなさないじゃないですか、木材だったら大型トラックですよ。3,300 平米近く、1,000 坪近い資材置場ですよ。普通車で運行できる資材なんていうたら限られるじゃないですか。それ前提でですね、執行部答弁してるんです。資材が何であるか分からないのにですね、そういう答弁ができるんですか。答弁できないでしょう。お宅ら知ってたんじゃないんですか。これ資材置場というのは単なる名目であってですね、土砂処分が目的だと、建設部長はですね、何で資材置場で分かるんかいうたらですね、提出された図面にですね、三迫資材置場へと書いてあるから。そんな無責任じゃないですか。添付されておる図面の名称が三迫資材置場だからですね、資材置場なんだと。行政はね、本当に資材置場なんだったら何なんだと聞くべきじゃないです。2 点目のですね、広島県土砂の適正処理に関する条例を知ってたと。何で土砂条例でやるように業者を指導しなかったんですか。訳の分からん資材、何であるか承知しておりませんと。事前通告出してるんですよ。事前通告を。事前通告、何であるか分からなかったらですね、事業主に聞きゃあいじゃないですか、ちょっと、議長、休憩してですね、事業主に何なのか、具体的に聞くように求めてください。この答弁では納得できない、何か知らんとか、そんな無責任過ぎる。

○議長（久留島）執行部、回答できますか。

○5 番（下岡）回答するじゃなくてしなきゃいけないでしょう。事前通告出してるんですよ。議会侮辱してるんですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）まず、資材の目的等々について、今議員さんの方からご指摘がありました、まずこのことについて、議員さんの方が、審査の不服請求ですかね、それで、県の方に出されておって、そのことについて県が弁明をされて、そのことについては、今回の宅造の分の許可の分には、直接は影響しないということが、明確に回答として、県の意見として出されております。現在、そういった中で審査の過程でございますので、そのことについて、私どもの方が、資材がどうのこうのというコメントの方は差し控えさせていただきたいと思っております

○議長（久留島）下岡議員。

○5 番（下岡）不服申し立てとね、この答弁とは全然性質で違うでしょう。そんな勝手な理屈でね、答弁拒否するんですか。聞いているんですよ。質問権を行使してるんですよ。何なのかと。それについてね、地元側、私を含めてですね、地元が不服申立してるから

ですね、具体的な資材名を明らかにできないと、おかしいんじゃないですか。納得できない。町長。調べるように命じてくださいよ。資材とは具体的に何であるのか。資材が具体的にね、何であるのか明らかにできないような、そんな資材置場造成というのがありますか。そんなね、不服申し立てしとるからね、できないんだと。事前通告出してるんですよ。具体的に資材とは何なのか、ちょっと議長、計らってください。

○議長（久留島）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 9時41分 休憩

午前10時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。なお、質問の要旨とか答弁につきましては一貫性のあるように答えていただきたいと思います。あまり停滞したら次の方にご迷惑がかかりますので、よろしくお願いします。それでは、答弁をお願いします。建設部長。

○建設部長（久保田）大変失礼いたしました。まず先ほどの答弁でございますが、二つに分けてご説明したいと思います。まず道路の許可と宅造の関係、資材のことですね、二つに分けてご説明いたします。まず、道路の通行許可については、資材の目的等々、今ご質問がありましたが、それについては、やはり、申請の出された段階でその内容等を適切に踏まえ、許可については対応していきたいという具合にまず考えております。それと、宅地造成については、先ほども私申し上げましたが、現在、議員の方が審査請求ですか、それを出されて、県の方で弁明をされて、ちょうど今このことが、資材が何であるか、それによって安全性が保たれておったかどうか、そういったことを質問されて、それについて西部建設の方が弁明をされて、現在その裁決を待つ段階でございますので、それに抵触するようなことがあってはいけませんので、この場で、資材が何かについて我々の方がこちらでご説明するのは控えたいと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）私が言っているのは、町長答弁ではどういう答弁になっていたか。1点目については、目的、資材置場の造成であると認識しておりますが資材の具体については承知しておりません。知らないと言ってるんです、町長答弁では。建設部長の答弁というのは、不服申立を私らがしているから答えられないんだと。知っていても答えられな

いと、いう意味ですよ。建設部長の答弁は。それじゃ、違うじゃないですか。食い違ってますよ。知らないということと、答弁ができないということは答弁が違うでしょと、ということ言ってるんですよ。どうなんですか。食い違うでしょ。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）まず、今でも変わりませんのは、資材が何かということには承知はしておりません。私がここでコメントができないというのは、議員さんの方が、今調べて、やるべきだといって、そういうご質問があったんで、そういうことに対して、調べてここで申し上げることができない、そういうことを申し上げました。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）時間がないからね、次に行きますけども、それ以外にもね、お宅ら何考えているんだと。7点目、まずそこから先に行きますよ。私が聞いているのは、下流域住民から、自分たちが納得するまでは串掛林道入口の大型車両通行止規制を町が解除しないように求める陳情書が町長あてに提出されたと言ってるんでしょ。これ、5月13日金曜日の朝8時半頃代表の方が来られてですね、町長に陳情書を渡したじゃないですか。総務部長もそのあと取ってからですね、手続き取ったでしょう。陳情書受け取ってないんです、町長、陳情書、5月13日の朝。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）陳情書は受け取っています。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）その答弁は何なんですか。7点目については、申請書が提出された場合には慎重に審査し適切に対応してまいります。提出された場合という言い方はないでしょう。5月13日に既に出しておるのに。誰がこの答弁を書いたんですか。議会軽視も甚だしいでしょう。既に受け取つとるのにですね、申請書が提出された場合、何の答弁です、いったい。申請書とはいったい何なんですか。いいですか、申請、陳情書のことを言っているんですよ。この答弁はどうするんですかと、ほったらかしにするんですかということ聞いているんですよ。これに対して、申請書が提出された場合、何の申請書です、逆にお尋ねしますけど。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、質問の中で、串掛林道入口の大型車両通行止の規制が解除しないよう、いうふうな趣旨のがございます。したがってその解除申し入れの申請、解

除の申請書が出された場合には、これら陳情書を受け取っておりますので、慎重に審査し適切に判断したいという趣旨でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）このことについてですね、業者なんかはすでにですね、町にですね、相談なりなんか申し入れしたと言ってるんですよ。交通規制解除、なんか、そういう、業者からですね、工事業者、そういう話が来てるんじゃないですか。建設部に。もう工事着手するから、そのため、話してもですね話つかんから、工事やるんだと言ってるんです。その上で、町にはですね、その話はすでに申し入れしてるって言ってるんですよ。話が来てるのか来てないのか、この交通規制解除について。答弁を求めます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんからそのようなお話を伺った後に業者に対して伺いましたが、まだ工事に着手するというのは、私は聞いておりません。しかし、それ以前に大型車両の通行について、相談を受けたことはございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）どっちにしてもですね、この工事規制解除、これから検討していくというけどもですね。資材の中身を承知していないと。承知してないのにですね、作業をして、工事期間というのが分かるけえ、その後、どうしようかいうて方針なんか出んでしょう、資材の中身が分からんのに。極めてね、不自然。4点目、5点目の責任論についてもですね、県に責任があるように転嫁しておるけども、このことについてですね、県の政策監、J R 高架事業についてですね、ここにも来た前の政策監、4月から変わったけども、彼が今、この審査、中心になってやってるんですよ。彼と何回かやり取りしましたけども、何でこんな工事がね、土石流危険渓流に大量に土砂を盛るような工事がですね許可されるんだと。何で止めんかったんだと政策監に話したら、政策監どう言ったと思います。止めることができたのは、一番最初に、町がね、その業者と相談して、申請受付をされた時点でですね、これは危険であるからやめるようにという指導をすれば止めることができた、と言ってるんですよ。もう、町からですね、宅造で県へ出された以上は、それにしたがって、沿ってですね、審査するしかなかった。そりゃあ県も自己弁護、自分にとって都合のいいところもあるけども、県はそう言ってるんですよ。はよう言ったらですね。県ばかりあんたら責めるけど、町にも責任あるよということを言ってるんです。一方では、今日の答弁ではですね、責任は全面的に県にある。おかしいんじゃない

いですか。お互いね、責任の転嫁同士、行政は行政。町は、ただ出されたから。今言っているようにですね、法の趣旨、行政というのはそもそも法の執行、執行役でしょう。適正に法を執行する責任があるんですよ。今言ったようにですね、本当に宅造でやるべきものなのか、土砂条例でやるべきものなのか、見極めてないんですよ。町はですね、宅造で出されたら、はい、分かりました、受け付けました。はい。何なんですか。事前に協議しとるじゃないですか。事前協議。土地交換約束している。これはいつ頃ですね、その事前協議があつてどういう内容が話し合われたのか。土地交換については分かりませんが、それ以外何を話したのか、ちょっと説明してください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、以前もちょっとお話しはさせていただいたことがあろうかと思いますが、今回の宅地造成区域の一部、前面の林道部分にまだ所有権が町に移っていない未登記の部分がございます。こちらについて、町の方で買わさせていただきたいというお話を所有者に申し上げたところ、今お話がありましたように、宅地造成の計画があるので埋め立てた折にはその法部分と道路部分を交換してほしいという申し出がありました。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）その協議においてですね、工事をやるというお話があつた時にですね、あなたたちはこの工事がですね、何のために行われるのかということを聞く責任があつたんじゃないです。ただ単にですね、ここ宅地造成でですね、資材置場だいつてから工事するから、それだけで納得したんですか。町民の安全性は全く考えられてないじゃないですか。土砂災害防止法の観点なんていうのは、全然頭になかったんですか。土砂災害防止法で、ここは、まあ、土砂災害防止法じゃないです、土石流危険渓流、町のマップに載ってるんです。この下流域はですね、土石流による被害のおそれのある地域、土石流危険地域になってるんですよ。そのことを考えたらですね、当然ですね、危険だという認識があるならですね、この資材置場、何なんだと。そういうことを考える責任があつたんじゃないんです。そうであるならば、それは宅造じゃなくてですね、県の土砂条例で、申請出せと。さっき言うたようにですね、宅造というのはですね、例えばこの辺の農地なんかを宅地に転用するときですね、許可する法律ですよ。一般にこの辺で。あそこの土石流危険渓流に土砂を盛るなんて、そんな経済的なことをですね、やるための法律じゃないんですよ。ね。だから当然、その造成主の安全なんか確保、ずれたりど

うとかせんようにということの規制が中心です。今の業者が言ってるのは 30 度の盛土の中が下がっているから、ええんだと。宅造に基づく主張しかしてないんです。それでは、不十分でしょう。ああいう危険な所に役に立たんですね、少なくとも、県の土砂条例です、向こうの土をここに埋め立てすると、そのことについて適正かどうか、判断を県に仰ぐべきだったんじゃないですか。違いますか。土砂条例とね、この宅造で一番大きな違いはね、周辺住民への周知。宅造についてはね、何の規定もないんです。だから現実には、このことを地元が知ったのはですね、26 年 10 月 24 日、全員協議会です、この工事について、建設が説明した、そのとき私は初めて知った。こんなことが行われると、大変な問題だと、自治会で問題にしましたよ、ね。あなたたちは意図的かどうか知らないけど、そこまで何も言わなかった、行政は。業者ももちろん言わない。一方ね、土砂条例でやったらですね、土砂条例の規定の中にはですね、申請を出して許可を出すまでの間にですね、周辺住民への周知、こういう 1 項が入ってるんですよ。義務規定ではないけども、こういう行為をする場合にはですね、周辺住民から何か言い分があるのならいいなさいと 1 項があるんです。あなたら意図的にそれ下げたでしょう。宅造やることで。周辺住民に知らされないように。何で 10 月 24 日までですね、このことが西自治会関係者に知らしてないんですか。一方ではここの盛る側ですね、工事については、早くからですね、情報提供されてるじゃないですか。汁免自治会の関係者に。申請書 5 月ぐらいに出る、そのはるか前、2 月頃にはですね、汁免自治会の関係者にですね、ここの串掛城の跡を削ってですね、20 何区画かの宅地開発が行われると情報提供が行われている。こっちについてはほったらかしですよ。それから見てもね、おたくら意図的に隠したんじゃないですか、西自治会に。これは、土石流危険渓流に大量に土砂を盛ったらですね、危ないと。反論が予想されるからですね、そうとしか私らは思えない。弁明してください。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今のお話しですが、まず土砂法と、ああ条例ですね、それと宅造の件については、多くは言いませんよ、多くは言いませんけど、キーワードは宅地ですよ。そのことについて、県に対して審査請求、向こうから弁明、その繰り返しで、今、同じような主張をずっとされて、それについての結論が出る訳ですよ。もうすぐ。ですから、私ら、今その裁決の前ですからそこについては詳しく言いませんが、基本的にはキーワードは宅地ということですから、それに基づいて適正に判断をされているとい

う具合に考えております。それともう一つ、我々が全く何もしてないとか、住民の安全をですね考えてないとか、そういったことは一切ございません。ですから、我々の方は、海田町でできる限りのことをしようということで、意見書を付して、それから、また9月には追加意見を付して、県の方に、慎重に審査をやってくださいと。我々の方としては、できる限りのことは、今回の件についてはやって行ったということは考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）それは見解の相違であってですね、一番最初の段階でですね、お宅ら、ね、土砂条例を知っていたと。知ってたんならですね、それでやるべきだったと、私らは考えてますよ。それをやってないんだから、現実には。行政の執行役としてですね、極めて怠慢。無責任。はっきり申し上げる。だから不服申立してる訳ですけども。それとですね、現在基礎調査を行われてる訳ですけども、7月にはですね、基礎調査が終わって、私も基礎調査員の方とお会いして、あそこを調べました。あの窪地です、あそこどうなります、ほぼ間違いなく区域指定されるでしょう。県の砂防課に行きました、その担当の部署に。一般論としてしかお答えできませんけどもというお話で、そういう土石流危険渓流については、実際に今のイエローゾーンとかレッドゾーン、警戒区域等に指定される可能性はどの程度ありますか。9割以上です。ほぼ100パーセントに近い確率で、今まではやってきていますと。ここについては、西部建設が具体的にやるからお答えできませんけれども、いうて答弁してるんですよ。ほぼ確実に、ここがですね、警戒区域等に指定されるだろうと。はずされる理由は特にないと私は思ってます。で、もしこの工事が行われた時にはですね、どうなるんですかと。今、基礎調査というのはあくまでも現状ですから、現状に大きな変更があった場合、基礎調査をやり直して区域変更もやり直しますということなんです。これだけ大量の土砂が盛られたら、大きな現状変更ですから、また、基礎調査がやってですね、再度、区域指定されると。そして、その土砂というのはどういうふうに考えるんですかと言ったら、山と坂の境の辺りに基準点を設けますと、そして基準点から上の土砂はカウントしますと。それ全てするんですかと言ったら、例えば治山ダムだとか砂防ダムだとかですね、土砂災害防止のためにつくられた施設がある場合には、その施設とその施設によってカバーされる土砂は除外しますと。それ以外は全てカウントの対象です、基準点以上のものは。だから今回の場合で言うたら、串掛林道もそこに盛られる土砂も全て対象ですよ。工事が行われた後は1

万 7,200 立米か、の土砂がですね、大量に増える訳ですから再度やり直しですよ。その時点で。警戒区域、特別警戒区域の指定はどういうふうに具体的にやるんですかといったら、そのポイント、下流のポイントにおいてですね、土砂の圧力、どれだけの土砂の圧力がかかるかと、土砂の量、ですから土砂のどれだけの高さ、何メートルになるかと、その 2 点からですね、イエローゾーンにするか、レッドゾーンにするか決めますということです、ね。それからいくとですね、この工事をやられると、あれだけ急な谷を下ってくる、土砂が。それは相当な勢いですよ、1 万 7,000 立米、大量の土砂が。そうなってくるとですね、ね、特別警戒区域もいいところ、ですよ。工事やった後は。全くですね、そのことがね、考慮されてない。そりゃあ、地元の人にはものすごい不安になります。そんなことを許しとってね、道義的責任も何もないと、感じないと。何なんだと。町長、昨日も災害に対するですね、安全安心なまちづくりとか言ってるけれどもですね、下流域の人なんか、不安で不安でたまらないんですよ。その下流域の住民が不服申立したときにはですね、従来の所帯が 3 所帯あったのが、ここ 3、4 年でですね、4 世帯増えて 7 世帯の方が不服申立している。さらにですね、今回陳情書したら、12 軒。5 軒、ここ 1 年ぐらいで増えている。まだ現在も工事が行われてて 5 軒ぐらい増える。最後は 17 軒ぐらい、30 人ぐらいの人がですね、住む、その安全を、何を考えているんだと。最後に、その辺のね、責任というか、全く、法的なものは、今言ってるように、建設部長に言ってるからですね、法的な責任は、今の不服請求でですね、ある程度明らかになりますけれども、道義的責任、町の、私は非常に高いものがあると思っている、どうなんですか。最後にお聞きしたい。道義的責任、町長。建設部長、あんたなんか、何も感じてないんだから、答弁する資格なんかないですよ。町長、答弁。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今、質問を受けたわけですけど、宅造と土砂法の関係のところですね。最初の状態でそこのスイッチを入れなかったというふうに説明を、質問をされてきていると思いますが、基本的にはですね、まず最初に、最終的な結論といたしまして、その区域指定のところですね。これ、まだ出てきておりません。で、その判断のもとにですね、やはり、その災害対策において、きちっと、我々は検討していきたいというふうに考えておりますので、住民の安心安全のまちづくりに関しては、私も十分守っていくという気持ちでありますし、それが最大の私の責務だというふうに思います。それと、先ほどの判断でございますが、宅造中の影響に関しての問題とですね、それから道路の

許可が出たときのという形のものでですね、まずは今回ご理解していただきたいと。で、今後、それらの条件がですね、きちっと整い精査する段階になればですね、その結論をきちっと出していく、その主な目的は、住民の安心安全を守るというのをですね、基本におきながら、その方向性で進めていきたいというように考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）まあ、町長、町民の安心安全を最後まで守るということですから、基礎調査結果も7月ぐらいに出るとね、その結果と、もう一つは不服申立の裁決も、近々に出るでしょう。それを踏まえてですね、今後の状況ですけれども、ただですね、不服申立が棄却となっても、きちっと地元に対する説明責任というのが残るから、それをしない限りは地元は納得しないと、ね。そりゃあ工事やることでですね、特別警戒区域になって、移転勧告さえあり得ると思ってますよ。これだけ大量の土砂が来たら。そうなったらね、下段の人なんていうのはたまったもんじゃないですよ、ね。移転勧告来ないまでもですね、その区域になることでですね、資産価値は大きく目減りしますよ。土砂が大量に盛られて、誰がそんな下流域、下に住む人が、もうこんなところに住んでられないわいうて、売って出るわとなったときにですね、誰も買うもんないですよ。資産価値は大きく目減りする。土砂災害、実際起こるかどうかわか別にして。その辺を踏まえてですね、しっかり対応していただきたい、終わります。

○議長（久留島）3番、大江議員。

○3番（大江）3番、大江です。今日は大きく2点について質問をさせていただきます。

住民のコミュニティと自治会加入率低下について。何年越しかに起きる大きな震災。そのたびに地域住民のコミュニティの大切さがいわれています。熊本の震災でも、どこどこに誰がいて誰が見当たらないとか、救助に来た人に伝えている近隣の人の姿を見ました。日頃の付き合いがあつてこそ分かることです。この地域住民の日常のコミュニティは、まちづくりにもとても重要だと思います。しかし、今この地域住民のコミュニティは、マンション住まいや、単身世帯が増え始め、なかなかとるのが難しくなっています。また、自治会の役員になるのが嫌だからだと自治会へ入会しない人が増えています。広島市も、この5月に、自治会加入率の低下の解決策の1つとして、県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会県本部と両団体の加盟社を通じ、物件の賃貸や販売時に町内会への加入を呼びかけてもらい、市のチラシを配ったり町内会の連絡先を紹介したりすることで、自治会加入率を上げることの協力依頼の協定を結びました。顔の見える関

係作りがこれからの街づくりや災害時の早期安否確認に繋がるという考えです。以前、私どもの自治会もマンションを建てられるオーナーさんに自治会加入の依頼をお願いしようではないかとの案も出たことがあったのですが、オーナーさんによっては、そのことで入居者が居なかったら困るなどの話を聞き断念した覚えがあります。自治会会員の減少は地域の伝統をもなくしかねません。そこで、問います。１、この自治会加入率の低下は町の活性化とも比例すると思いますが、町として、今後、この問題に対してどのように考えておられますか、また手だては何か考えられていますか。２、広島市と同じく、海田町も、県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会県本部と協定を結ぶお考えはありませんか。大きく２点目、新住民へのごみ出しの周知について。１の自治会加入の問題と連携するのですが、単身マンションができたことで、指定されてない日にごみを出しおまけに、カン、ビン、ペットボトル、段ボールなども入り混じっていて、地域住民はすごく迷惑を被っています。町から配布物のゴミ捨てのチラシや資源ごみのステーションの地図、分からないときの連絡電話番号などとあの手この手で知らせますが、いつの間にか指定日でないのに捨てられています。そのマンションには外国の人が住んでいるとのうわさですが、誰が住んでいるのかも分かりません。ごみ出しの問題はどこ自治会でも悩みの種だと思います。そこで問います。１、不動産屋さんで家を探し新しく町民となる方が住民課へ手続きに来ると思うのですが、そのときには、ごみ出しの広報はどのような方法で渡しているのでしょうか。２点目、不動産屋、役場住民課、生活安全課のこの三者の連携はどのようなになっているのでしょうか。３点目、正しいごみを出してもらうために、町としてどのような手だてが必要だと思われますか。４、町として、マンションを建てる情報を得たときに、独自のごみステーションをつくってもらうように働きかけていってはどうですか。以上です。よろしくお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）大江議員の質問に答弁いたします。地域住民のコミュニティと自治会加入率低下についての質問でございますが、１点目については、大きな問題と捉えており、引き続き自治会の皆様方とともに他団体の事例等も参考にしながら、加入率の向上に取り組んでまいります。２点目については、広島市の事例を参考に、協力協定を関係団体と締結することについて取り組んでまいります。続きまして、新住民へのごみ出しの周知についての質問でございますが、１点目については、転入手続きに来られた際に家庭ゴミの正しい出し方というチラシを、他の各種パンフレット等と一緒に手渡ししており

ます。2点目については、転入手続きの際に連携をとっておりますが、不動産業者とはどのような連携ができるか、研究してまいります。3点目については、広報、啓発が最も必要であると考えております。4点目については、今後マンション建設の情報が得られるように連携し、町の方から、担当業者に、ごみステーション設置を働きかけるよう努めていきたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）1点目の、自治会の加入率低下のところで、加入率の向上に取り組んでまいりますっていうのは、どのような、具体的にですね、向上率の取り組みは、どのような取り組みをしようと思ってるんでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）自治会加入率の向上につきましては、これまでも自治会の皆様と連携しながら、取り組んできたつもりでございますけれども、今後とも、引き続き自治会連合会の皆様と協議をさせていただいて、他団体の事例も参考にしながら、いろいろと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）他の団体というのは、少しそういう方の情報が入ってるんでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）他団体の取り組みといたしまして、まず、転入時に役場に来られる方に、自治会への加入を周知をすること。それとですね、転入の手続きと併せて自治会への加入を、役場の方に届けていただく。で、役場が間に入って自治会の方に連絡をし、今度自治会の方から転入された方に連絡を取る。そういった形の取り組みを、他団体の方で行われておりますので、例えば一つの事例としてこういったことも、こういったことを実施することについて、自治会の皆様と協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今言われたことは、私が提案しようかなと思ったことがそっくりそのままなんです、これは今まで、その他団体と言われますが、多分自治会加入率の低下は随分前から話が出ていたと思うんですが、それを例えば自治会連合会とか、いろんな面で皆さんこんな方法があります、やってみませんかという声かけなんかは、実際にしたんでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）自治会の加入率の低下というのは、以前から大きな課題として捉えてきた事項でございまして、いろいろな機会の中で、自治会の皆様と行政の方で、課題として協議はしてきたものと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）この件について私が今言われたのとちょっと少し逆になるんですけども、提案としてはですね、先ほど言われた自治会転入の、役場へ来られたときに、自治会の加入を書いた用紙を、自治会の会長さんに、紹介っていうか、逆に言うと、自治会加入のを書いて自治会長さん、お宅がこの度行くところはこの自治会で、この自治会長さんですということで、その用紙を持っていただいて、自治会長さんと顔を合わせることによって、逆の方向を私は提案を考えていたんですけども、今これを聞きましたら、自治会の加入を役場へ届けてもらい、それから、自治会から連絡を取るということで、本人と自治会の顔合わせは、その時役場が仲介して入るということでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず転入をされた方と、自治会長さんとをどのようにつなげるか、これが一つポイントになるんだろうと思います。で、多くの転入の方がありますので、例えば自治会長さんの名簿を一覧にして連絡先も書いて、一斉にお配りするという方法もあるかと思うんですが、そのことについて抵抗を感じられる自治会長さんもあるかと思っています。そうすると、転入者お一人お一人への対応ということが考えられますので、そういう状況の中で、どのように転入者の方と自治会の方、これらをつないでいくか、この方法については、町が勝手に決めてどうこうというよりは、実際に自治会長さん方とお話をして、どういう方法が望ましいのか、こういったことはですね、話をしながら決めて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今、自治会の加入率の低下は、マンションとかが、1人用のマンションとか随分建てられますと、誰が入ってるか分からない。で、今表札を出してないところも多い。だから、今、この取り組みをやっぱり役場がある程度していただかないと、自治会では、いつ誰が入って分からない。あるよそのところでは、自分たちの自治会に入ったら、自治会長さんがお花をもって、よくぞ私らの地域においでくださいましたっていうことで行くっていう、そういう案も聞いております。ですからやはりその情

報っていうのが、今言われた方法で、自治会長さんの方に知らせていただければ、どなたがどこに来た。それと、自治会の方では世帯名簿というのを作ってますので、その世帯名簿で何かあったときの情報共有っていうんですかね、だから確かにいろんな制約がありますが、やはり行政と自治会とは協働のまちづくりに欠かせないことだと思うんですよね。ですから、やはり、何かあったときに、どこどこに誰がいるんだっていう、それが分かるような手立て、ですから今言うたように、よその他団体を参考にとということで、大いにそれを参考にして、今の低下っていうことは、まちづくりの活性化が欠けてくるし、それから住民の活気とか伝統行事の伝承とか、それから、地域のコミュニティ、治安、いろんな面でどんどんどんどん低下していきます。やはりそれは自治会に入ることがどういうことなのかっていうのも、やっぱり役場でしっかり説明していただいて、他団体を参考にしていただければと思います。それと、ごみのことなんですけども、先ほど返事をいただきましたが、正しい出し方の、転入手続き来られたときに、家庭ゴミの正しい出し方っていうチラシを配ってるってことですが、そのときはただパンフレットと、それと一緒に、ほかに手渡しているだけなんではないでしょうか。そのことについて、説明かなんかなさってますか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）ごみの出し方と、例えば広報であるとか循環バスの時刻表であるとか、そういったものを封筒に入れて渡しているということで、特に1枚1枚を、特にごみの出し方についてその場で転入に来られた方に説明をしているというところではございません。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）実は昔住民課には通訳さんというんですか、ポルトガル語の話せる通訳さんがいましたが、途中、国の情勢でかなり海田町もそういう方が少なくはなってきましたけど、今徐々にまた増えてきてます。それで今問題というのが、外国の方が来られたときに、聞きましたら日本語の分を渡してるっていうのをちらっと聞いたんです。それで、5月のはじめに、昔中国語とポルトガル語を通訳してもらったものがあるからと思って公衛協にちょっと聞きましたら、まだできていませんって言われました。やはり、そういうその、外国の方に対しての対処っていうのが、4月時点でそれはもう渡せるような工夫が要るんじゃないですかね。やはり外国の方来られて、ある程度日本語がしゃべれても、文字とかは読むのに、難問だと思うんですよね。特に、そういうゴミのこと

について分らないから、何もかもぐたぐたで出すっていう、そういうその準備っていうんですか、日本人対象でなく、ほかの方が来られたときに、スムーズに出せるような方法で4月時点で準備するっていうことが必要じゃないかと思うんですが、この度はまだその時点で準備できてなかったんですけど、それはどう思われますか。

○議長（久留島）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）私は環境センター所長の岡田と申します。よろしくお願いします。中国語とポルトガル語について今、議員さん言われたんですけども、環境センターの方でも、ポルトガル語とかスペイン語とか、定番といいますか、多くの方が住んでおられる言語については、毎年作っていく方向で考えておりまして、中国語につきましては、何年かに1回の割で作るようにはしていたんですが、この度ですね、ポルトガル語とスペイン語につきまして、ごみのチラシにもできるのがですね、3月の頭に全町民さんにお配りしてるものですから、そのちょっと前ぐらいにチラシの原稿とか、できますので、その段階のちょっと前ぐらいからですね、実を言いますと、海田町の方にポルトガル語とスペイン語通訳できる方が、職員がいなくなってる状態ですので、広島国際センターというところでですね、県の方で国際交流の関係とか推進されておる団体なんですけど、そちらの方で、ボランティアで通訳業務もやってますよということで、そちらの方へ、ボランティアでポルトガル語とスペイン語と通訳の依頼をさせていただきまして、いうところがですね、ごめんなさい、手短にします。期限までに通訳の方が見つからないということで、間に合いませんでした。それで、こちらの方でちょっと知り合いの方へボランティアの通訳をお願いして、スペイン語と併せて中国語の通訳できる方がおられましたので頼みまして、でき上がったのが、先ほど言いました公衆衛生の方へ5月に打診されたとき、まだちょっとできてなかったんですが、その後ぐらいにできまして、今は、スペイン語と中国語についてはできまして、住民課の方でお渡しできるような体制にちょっととなっておりますので、よろしくお願いします。すいません、長くなりまして。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）海田町にもポルトガル語、中国語の通訳ができる方はいます。ですからもう少し情報を広げて海田町の中に、私も以前中国語とポルトガル語をお願いしたことがあります。海田町の住民です。ですからそういうのはやはり情報を通して、その中でもできる方がおられますので、やはり早く、しかももう今年変わったことは、小型家電が

変わっただけで、あとの従来の出し方はほとんど変わってないと思うんです。ですから、日にちと小型家電の分が入るだけで、その他はほとんど文書は同じだと思うんで、そうするとそんなに日数もかからないし、できるのではないかなと思うんですね、早くからの準備っていうのは。ですからやはりそこはもう少し工夫をして、きちっと町民と同じように間に合わせる、その手法が要るのではないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）議員のご指摘のとおり通常の日本語で書かれてるというものと同様に外国のものを作らなければならないと思っております。今、環境センター所長が申しましたように、今の現状としましては、いわゆる翻訳のボランティアの方というのが現状でございますので、例えば本当にもう業務委託をしてやるのかとか、そういったところを今後研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）マンション建設の情報というのは、建てるときに建設課の方とかに、これこれでここにマンションとしますという報告が、建てる業者さんから説明に行かないんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、マンションを建設する際には、建築確認申請という手続きがございます。今民間事業者にも開放されておりますので、全てが全て建設課を通ることはございませんが、そういった問い合わせがありますので、そういった中で、その建設の把握というのは現在しております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今、全部出ることはないとおっしゃいました。それでこれは、建設課で難しいときなんか、例えば不動産屋さんにもお願いすることも十分考えられるんですけど、これ、先ほどの1の質問と兼ねて、やはり不動産さんとのタイアップっていうのがかなり重要ではないかなと思います。だから、行政と不動産屋さんタイアップして、マンションの新しいのができると不動産屋さんが入居者を募るっていう関連もあると思いますので、やはり不動産屋さんとの連携もしっかりしてほしいと思います。それと、すいません、さかのぼってしまいますけども、この地域住民のコミュニティもそうなんですが、やはり不動産屋さんにしっかり伝えて、そこでも、やはり、自治会に入ることを勧めていただくように働きかけて、町の活性化につながりますので、しっかりそれを伝え

てほしいと思います。それから、自治会の今の現状で先ほど前向きに他団体の事例という事で、向上に取り組んでいくっていうことでしたけども、大体目安はいつ頃にしてこのような形で取り組んでいくとお思いでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まずは町の方で、案といいますか、協議資料を整えまして、早期に自治会長さん方に相談をしたいと思います。実施の時期につきましては、自治会長さん方と協議をしながら決めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）2番、大高下議員。

○2番（大高下）2番議員、大高下です。今日は1項目質問させていただきます。公共施設使用申請書の提出時期について。公共施設は、子育てに関する支援の場を提供する、また、町民の生活文化の向上及びコミュニティ活動の推進を図る、また老人の心身の健康の保持及び教養の向上、その他老人福祉の増進を図ることを目的としています。現在、公共的な活動を営むものや、定期的利用団体は例外的な取扱いとされ、施設使用申請書の提出時期が2か月前からとなっております。それ以外の利用者は、1か月前からの申請になっています。多くの町民が使用しやすい施設にしてほしい。そこで、お尋ねします。1、一般の利用者への使用申請書提出時期が1か月前だと、あまりにも短期間で利用しにくいと思いますが、この時期を設定された理由についてお尋ねします。2点、通常、事業を実施するためには、事業計画し、日時、場所等を決定し、関係者に周知することになりますが、これが1か月前でないと、会場の確保ができないとなるとあまりにも短期間で利用しにくい制度だという声を多く聞きます。改善はできないか、この2点、お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。公共施設の使用申請書の提出時期についての質問でございますが、1点目については、以前から1か月前での受付開始が行われており、現在もその方法を踏襲しているものでございます。2点目については、受付時期の見直しについて研究するため、施設の利用者を対象としたアンケート調査から始めたいと考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○2番（大高下）1点目ですが、以前から1か月前の受付を開始しておるから、それを踏襲しとるというんですが、聞きたいのは、なぜこの1か月に、以前から決めているのか

と、その理由を教えてください。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）施設の申請の時期が1か月前の理由ですけれども、過去にいろいろさかのぼって調べてみましたが、もう古くから1か月前で行われており、いつから1か月前としてなっているかも分からない状況でございました。申請にあたりまして、やはり何らかのルールは必要なんだろうとは思いますが、それが1か月前が適切なのか、それよりも早く受け付けた方が適切なのか、こういったこともですね、アンケートも踏まえまして検討する価値は十分あるかと思しますので、この度、ご質問をいただきましたので、その辺も検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○2番（大高下）前向きなことを言われたんですが、具体的には、いつ頃までにアンケートと内容と。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）実施の時期につきましては、まだアンケートの内容、こういったものがないかというのをですね、その具体的なものはございませんので、できるだけ早くというようなお答えしかできません。内容につきましては、早くすることで、メリット、デメリット、両方あるんだろうと思います。そこらの中で、早めることによる悪影響といったものも明らかにしながら見直しをするのが適切なのか、早めるにしてもどれぐらいが適切なのか、この辺を見極めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○2番（大高下）先ほどから聞いていましたら、たいした理由もないのに、1か月いうて決めておるということで、本当に、今からいろんな、今から60周年の町の行事とかいろんな分があるのにね、やっぱり早めていただきたいと思います。それはどうですか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）アンケートの結果で、そういう早期の受け付け、望む声が多ければですね、早目に対応すべきものと考えておりますので、そのように取り扱っていきたいと考えております。

○議長（久留島）9番、岡田議員。

○9番（岡田）9番、岡田です。子どもの貧困対策について。厚生労働省の調査によれば、1985年に10.9パーセントだった貧困率が2012年には最新の調査で16.3パーセントま

で増加をしております。さらに、一人あたりの可処分所得の中央値自体も、1997 年の 297 万円をピークに徐々に下がり、2012 年には 244 万円になりました。それに伴って貧困線は、1997 年には 149 万円だったのが 2012 年には 122 万円に低下をしています。貧困ラインが低下をすると、一般的には、貧困率が低下をする可能性が大きいのですが、逆に、貧困率が増加をしているのですから、収入の少ない家庭のもとで暮らす子どもの数がとても増えており、貧困の度合が深刻化しています。広島県でも子どもの貧困率が 1992 年には 4.3 パーセントだったものが、2012 年には 14.9 パーセントへ上昇しております。ワーキングプア率は 9.8 パーセント、非正規労働者は 36.8 パーセントと、総務省統計局により発行されております。また日本のひとり親家庭の貧困率は 54.6 パーセントと、OECD 加盟国 34 か国で最悪です。子どもの貧困が発生をする社会的背景と構造は、1 番目に、生活の不安定化と生活不安の増加で非正規雇用の増大と社会保障の連続改悪。2 番目に、所得格差、貧困拡大が現代社会で必然的に生じることになり、子どもの学習権にかかわる就学援助制度の受給者が増えている、こういうことにあらわれてきます。3 番目に、前の 1 と 2 がひとり親世帯や傷病、入院患者を抱える世帯を生活苦が直撃すること。4 番目に、家族の養育権機能が、児童虐待などの現実としてあらわれ虐待等が起これとされております。子どもの貧困対策は、労働政策や社会保障政策などの包括的な取り組みが必要と言われております。食の保障、学習権、進学権の保障、経済的保障への連結が大切です。子どもの貧困対策大綱も改善の目標値を明示してきていないことも問題です。このことを踏まえて、教育長の見解をいくつか伺いをいたします。一つ目に、子どもの貧困対策大綱では、地方自治体も子どもの貧困対策について検討の場を設け、子どもの貧困対策についての計画を策定するようありますが、子どもの貧困についてどのような見解をお尋ねをいたします。2 番目に、課題の羅列にならないよう子どもの貧困根絶条例といったものをつくり、どのくらいの子どもの貧困なのか実態を調査し、どういう政策をいつまでに取るのか、目標を決めて思い切って予算もつけて取り組むべきだと思いますが、見解を伺います。3 番目に、小・中学生の貧困対策で不可欠なのが就学援助制度ですが、自治体によっても基準も額も項目も相当違いがあると思いますが、生活保護基準と比べてどのようになっているのか、また申請の仕方はどのようになっているのでしょうか。就学援助担当者も兼任だと思いますが、専任を置くべきではないでしょうか。就学援助は要綱で実施をされていると思いますけれども、制度の完全な実施という観点から、制度の改善についても議会に諮られるので条例

化が必要ではないと思いますが、見解を伺います。2 番目に、合併 60 周年の取り組みの経過について。9 月 30 日の合併 60 周年記念式典や 10 月 1 日の記念イベントに向けて取り組みが町民に全く見えない状況でありますけれども、あと 4 か月に迫っている。予算にして 2,600 万円と多額に使われるけれども、進捗状況はどのようになっているかをお伺いをいたします。また、住民参加の未来に向けた活力あるまちづくりのような、具体的な取り組みはどのようなものか、お伺いをいたします。地方自治の目的の一つである福祉の増進の立場から全世帯に福祉のしおりのようなものを配布をして、60 周年を盛り上げていくべきだと思いますが、どのようにされているのでしょうか、お伺いをいたします。3 番目、防犯カメラの取扱い規定について。ここの 2 行目の欄なんですけど、ちょっとあの、海田町の面積が 13.64 となっておりますけれども、13.81 平方メートルに訂正をお願いいたします。町民の安全安心を守り、防犯抑止の立場から、13.81 平方メートルの海田町に昨年度と今年、防犯カメラが 53 台と 6 小・中学校に 20 数台設置をされ、地域住民の方に大変喜ばれていると思います。コンビニや民間で設置をされているものを合わせるとかなりの台数となると思いますけれども、町が公園などに以前から設置をしていた防犯カメラを加えると、街路、交差点、公園、学校の設置台数と民間の防犯カメラは何台か、お尋ねをいたします。また、多数の防犯カメラが設置をしているため、事件や事故の検証の際のプライバシー保護を含めた取扱い規定を定めるべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の 1 番目の 3 点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。子どもの貧困についての質問でございますが、1 点目については、これからの将来を担う子どもたちは、海田町にとって宝物です。その子どもたちの将来が、生まれ育つ家庭の事情によって影響を受けることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることも子どもの貧困対策は重要であると認識しているところでございます。2 点目については、本町におきましては、国の大綱で示されている就学援助制度やひとり親家庭、生活困窮者に対する就労支援等、各種事業を実施しております。また、貧困等様々なリスクを抱えている要支援家庭に対しては、子どもに係る関係機関が連携して、ケースごとに対応しているところでございます。今後も、現在の取り組みの充実を図り、貧困などのリスクを抱える家庭の分析や家庭での課題などについて検討してまいります。続き

まして、合併 60 周年の取り組みの経過についての質問でございますが、1 点目については、町内の各種団体を中心とした町制施行 60 周年記念事業実行委員会を立ち上げ、5 月 30 日に第 1 回の委員会を開催したところでございます。今後、開催の支援をお願いする業者を決定し準備を進めてまいります。2 点目については、実行委員会の皆様に準備段階から協力をいただき、イベント当日には多くの方々に参加をお願いする予定としております。イベントの関わりをきっかけに、住民参加のまちづくりにつながるものと考えております。3 点目については、福祉制度を含む各種行政手続の方法や、施設案内等を掲載する暮らしの便利帳を、広告収入により無償で作成する仕組みの活用により制作し、全世帯への配布をしたいと考えております。続きまして防犯カメラの取扱い規定についての質問でございますが、台数については、教育委員会が設置したものが 29 台、生活安全課が平成 27 年、平成 28 年度で整備するものが 53 台、都市整備課が設置したものが 9 台でございます。民間の防犯カメラについては把握しておりません。プライバシー保護を含めた取扱いについては、規定を整備し適切に取扱っております。その他につきましては教育委員会から答弁をいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）子どもの貧困についての質問の 3 点目についてでございますが、本町就学援助制度における準要保護認定につきましては、生活保護基準額の 1.1 倍を基準として行っております。申請方法については、各学校を通じて保護者全員にお知らせと申請書を配布し、申請を希望する保護者が、学校又は教育委員会へ申請することとしております。就学援助事務の専任者の配置につきましては、兼任で十分対応できていることもあり、現時点では考えておりません。また、就学援助制度の条例化についても、他の近隣市町と同様、要綱で実施をしており、現時点では考えておりません。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）訂正のお願いをしたいと思います。貧困についての 2 点目についてが一番最後の文面で、家庭の分析や学校での課題などについて検討してまいりますという形で、学校での、そういう形で訂正をお願いいたします。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）先ほどの答弁の中で、この今答弁書をもらったんですけど、最後の防犯カメラについてのところが、これ、なかったんですけども、わたしのところに、コピーがちょっと、私がかかったのになかったんですけども。

○議長（久留島）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 1 1 時 2 2 分 休憩

午前 1 1 時 2 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き会議を再開いたします。岡田議員。

○9 番（岡田）はい、再質問いたします。貧困対策なんですけれども、町長も同じことで教育長もそうなんですけど、この、認識いうんですかね、貧困対策、貧困率いうんか、なんかちょっと認識が薄いんじゃないかと思うんですね。今、全国的にもそうなんですけど、広島県もそうなんですけども、かなりの、実際に、今の子どもたちの貧困いうのは、極端に言うたら戦後のような格好のとは全然違うんですよね。例えば、服装が悪いとかああいうふうなので表れてくる訳じゃないんですよね。で、貧困をなくそうと思ったら、どうすりゃあいいんかいうのを国でも地方自治体でもこれいろいろなことでやっていかないけんのなんですけども、貧困の表れいうんかそういうふうな対策の一つとして、国でできること地方自治体でできること、それぞれある訳なんですけども、例えば自治体でやろうと思ったら、具体的な政策いうんかそれはいろいろある訳なんですよ。昨日からずっと問題になっている子どもの医療費の問題とか、あるいは学校給食の問題とか、そういうふうなことを充実をすることによって、貧困を抑える、なくすことができる訳なんですよね。今の就学援助もそうなんですよね。やっぱりそういうふうにしてやらないと、そのような政策をせないと、なかなかこの貧困問題いうのは率が低くならない訳なんですよね。実際に貧困がこれだけどんどんこの増えてきて、ほかの国に比べてずっと増えてきておる訳なんですよね。やっぱその、原因の何ぼかが相乗的にこう複雑に絡み合っておるんですけども、やはり一番の問題いうのは、今のこういうふうな働き方いうんか、そういうふうな、非正規の人がどんどん増えてきておるとか、あるいは、今の母子家庭なんていうのは、最たるものですからね、いわゆるあの母子家庭やなんかだったら、収入のうち生活のために子どもたちを養っていくのに使う金額いうんですかね、そういうふうなものがものすごく、どうしても少ない訳なんです、収入が少ないから。ほかの国々だったらそんなことない訳なんですよね。それは、国のいろんな手当があったりなんかする訳なんですよね。だから、でも日本はそういうふうな手当がないから、なかなか難しい。だから貧困がどんどんどん、ひとり親、両親がひ

とりしかいない家庭だったらもう 50 パーセント以上になってくとかいうふうな状況になってくる訳なんです。だからそのときに、どういうふうにして自治体としていろいろな政策いうんかはやっていく、やっていかにゃいけんのんだけども、そういうふうなときに、例えば、就学援助をどういうふうにしていくんかとかいうふうなんだけども、海田町の場合だったら、1.1 倍と。ずっと以前から 1.1 倍だと思うんですよ。で、でもこれはそれぞれの自治体によって、1.5 倍のところがあれば、1.3 倍のところもあると。多分府中町なんか 1.3 倍だと思うんですけどもね。大抵のところは多分 1.1 倍だと思うんですけども、やっぱりそれを引き上げていって 1.3 倍、1.5 倍にして、就学援助をやっぱり多くの子どもたちが、そういういろんなことで利用することがある訳ですから、そういうふうなところを手当てをしてあげるといふような政策をとらないといけないうと思うんですよ。今の、じゃ誰がそういうふうな手当をしていくんかいうたら、兼任になっていくんでしょうけども、今のところ必要ないというんだけども、やはり本当にやろうと思ったら専任の人を設けて、そして、やはり今の要綱みたいなんでそれぞれの項目、その項目そのものも、自治体によってそれぞれ違うとる訳ですからそういうふうなものを引き上げていかにゃいけんと思うんですよ。そのためには条例化をして条例化をすることによって、いろんな議会やなんかのチェックが入る訳ですから、そういうふうにして、充実をさせていくとそれは少しはお金がかかるでしょうけども、こういうふうなことにして貧困を解決をしていくというふうな政策いうんか姿勢いうか、そういうふうなのが要ると思うんですけどもね、だからなんか、今までどおりいうふうな格好で、例えば、今のこの小学校、中学校の子どもたちが、前にちょっと質問したことがあるんですが、朝食事をとって来ない子どもとか、そういうふうなものが何人かおられるというのは、それは把握されとると思うんですけども、そういうふうな子どもたちを、どういうふうにして、自治体として支援をしていくんかいうふうなもの、これも一つの大きな課題だと思うんですよ。で、あるところでは、子ども食堂とか、いろんなことをやっておられるところがあると思うんですけども、そういうふうなところを、教育長としてどういうふうなお考えでおられるのか、教育長もこども課長もそうなんでしょうけども、特に教育長にちょっとお伺いしたいんですけども、その辺のところというのが、学校教育いうか、そういうふうな場所でどういうふうにお考えになつとるんかということをお伺いしたいんですけども。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂） ご質問をいただきました件についてお答え申し上げます。まず、子どもの貧困対策の必要性につきましては、特にこれからの世代を担っていく子どもたちが生まれ育った家庭環境の事情に左右をされることがないように、子どもの生育環境の整備と教育を受ける機会均等を図っていくことが重要であるというふうに私ども認識をしてございます。その上で、どのような貧困対策を現在行っておって、課題意識を持ってるかということもございますけども、やはり子どもの貧困対策は、切れ目のない施策展開が重要と認識をしております。したがって、乳幼児期の生育状況などの福祉保健部との連携を図って、課題の共有や施策の切れ目のない展開をまず図る。その上で、特に義務教育の段階では教育委員会、小・中学校を管轄しておりますので、義務教育の段階では、一つとしては、就学援助制度の適切な運営による就学の支援、二つ目は、各学校でのきめ細やかな学習指導による一人ひとりの児童生徒への学習、学力保障を進めること、このことが、貧困の世代間の連鎖の解消に取り組むことにつながると考えております。ですので、就学指導、就学援助制度につきましては、先ほどご説明を申し上げましたけれども、丁寧に保護者へ周知をすることで、必ずそこは義務教育は無償でございすけども、そこにかかる費用については、町の方で負担をさせていただくという制度を適切に運用しております。また、ご案内のように、海田町内の小学校、中学校、学力の充実に大変取り組んでおります。本日も広島県の基礎基本定着状況調査の調査日で、我々も学校の頑張りを今期待しながらここにおる訳ですけども、様々な施策を前教育長のところから、適切に実施しまして、学力の保障をしております。そのことが、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がるというふうに、私ども考えてございます。また、1点、準要保護の認定に係る生活保護基準額の、1.1倍という設定にしております。ご質問いただきましたように他の市町におきましては、1.1倍を超える倍率、基準を設定している市町もあるようでございますけれども、この基準につきましては、準要保護の認定に係る基準は、この生活保護の1.1倍の基準額だけではございませんで、例えば町民税の非課税とか減免の適用者への準要保護、それから児童扶養手当の受給者への等、基準が複数ございます。その他の要件等も考慮した上で規定をして現在運用してるものでございまして、現時点では私ども適正な倍率ではないかというふうに認識をしてございます。

○議長（久留島） 岡田議員。

○9番（岡田） 今のいろいろな複数の施策でというふうな、やってるからということだったんですけど、これは、別に、ほかの市町村でもやっとなんてわけなんですよ、そういう

ことはね。だから、やはり、今の、例えば、この、貧困対策、子どもたちの貧困対策で一番最初にせんにゃあいけんことはこの食の保障いうことを言われとる訳なんですよ。だから、なかなか食が保障されていない。だから、集中力もなかなか学校に来てもできないとか、いうふうなことがずっと言われとる訳なんですよ。だから、そういうふうなことを解決をするためにも、いわゆる、中学校の給食代とか医療費の無料化、そういうふうなところずっと、波及、関係してくる訳なんですよ。だから、教育長、そういうふうに言われますけどもね、実際にこれをなくそうと思うたら、やはり、ある程度いろんな、どういうん、今までにない政策いうんか、今やっとなるんだけどその施策をさらに強化をしていくとか充実をさせていく、そういうふうにしないと、なかなか、この一つのこの面だけを見ても、なかなか解決しないと思うんですよ。今の、先ほどの貧困対策大綱を作れと国が言うとなるんだけど、ただ作れ作れと言うだけで、いつまでに作れとかそういうふうなものもなかなかないし、やっぱり、やっぱり思い切って予算もつけてそういうふうなものを作っていく、今この海田町の状況はどういうふうになっとなるかというふうなものも、やはり改めて調べんといけんと思うんですよ。で、広島県がそういうふうな数値を出しておるということは、当然海田町にも、どういうふうになっとなるかというふうなことは、聞いてきとると思うんですけども、その辺のところはどういうふうになっておるんですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）海田町の貧困率でございますが、町独自の貧困率というのは出されておられません。と申しますのは、貧困率は、厚生労働省が実施する国民生活基礎調査の中で実施されております所得に関する調査で算出されておりますが、この調査は全国から無作為に4万世帯を抽出して調査されておりますので、海田町とか、ほかの市町という貧困率は出ておられません。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）県は出しておるはずなんですけども、県が出しとることは、やはり海田町に対しても何らかの資料の提供とかいうふうなことがあったと思うんですよ。そうじゃないと、独自でいうふうなことないと思うんですけども、その辺のところはどういうふうな格好になっとなるんですかということなんです。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）広島県の貧困率14.9パーセントと公表されておりますが、この貧

困率は、山形大学の戸室准教授が、5年毎に実施する総務省の就業構造基礎調査などのデータを分析し、生活保護の最低生活費以下の収入しかなく、かつ17歳以下の子どもがいる世帯数の20年間の推移を調べた結果でございますので、海田町の結果はございません。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）この山形大学の先生、こういうふうなところで、資料分析をしてかなりの正確度でこういうふうなのをやっておられるというのは私たちも知つとるんですけども、それで、今のやっぱり、学校のそういうふうな就学援助とかいうふうなものをしないというふうなのはやっぱり何かね、するべきじゃないかと思うんですよね。条例化でもして、そういうふうな1.1倍じゃなくて、もう少し、1.3倍とか、引き上げていって、そういうふうな多いわけですからね、そういうふうな、日本はどういうん、義務教育いうか、そういうふうな教科書とかんかは無償なんだけど、ヨーロッパの方は全部支給がある訳なんですね、鉛筆1本に至るまでね。そういうふうな体制いうんか、そういうふうなものをとっていかにかいけんのんだけど、それは本当は国がすべきなんだけど、国がなかなかしないから、自治体でできるというんか、そういうふうなことをやってもらいたい訳なんですよ。で、そんなにものすごくね、無茶苦茶予算かかるとかいうふうな格好じゃないと思うんですけど、検討するとかそういうふうなことを一回してみたらどうですか、というふうな提案なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）広島県の子どもの貧困率が2014年で14.9パーセントございました。海田町の就学援助率は平成27年度で小学校17.5パーセント、中学校22.1パーセントであり、この広島県の子どもの貧困率を上回っていることもあり、現段階では適切に対応できているものと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）なかなかそういうふうな条例とかなかなかそういうふうなものを作ってもらえないということなんで、今はそうかもしれないんだけど、どんどんどんどん上がるとあるというふうなことで、あと就学援助やなんかにしても、結構皆さんがこう積極的に使われとるから増えとる訳なんで、やはりそういうふうなどんどん知らせていったらまだまだ需要いうんかそういうんが増えると思うんですけどもね。そういうふうな周知も含めて、今多分校長先生がそういうふうな格好になっておられると思うんです、そう

いうふうなものを強化をして、どんどん知らせるような格好でお願いいたします。それと、町制 60 周年なんですけれども、いろいろと計画を立てると。5 月の 30 日に第 1 回目ということなんですけど、あと 4 か月、ぐらいか、で 9 月の 31 日、1 日ということで、町民主体いうんか、何かイベントがありますから、そこに参加をして、いわゆる何とかフェスタとか何とか祭りというようなそこに参加をしてくださいと、そういうふうなものもええんでしょうけども、やはり、町民の人が、全員ですよ、自主的にと言うふうな格好、極端に言うたら、前の 50 周年のときですかね、ラジオ体操みたいなのがあつて朝早うねむたいのに参加をしていったと、そういうふうな、みんなこう参加できるいうんか、いうふうなのが、何かあってもいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺のそういうふうな企画を、今から考えられるのか、もうコンサルタント任せにされるのか、それとも、町がこういうふうな格好でというふうなことを提案をしてコンサルタントの方に、援助いうんかそうふうな格好になるのか、ちょっとその辺のところ。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）はい、この度の 60 周年記念事業につきましては、5 月 30 日に第 1 回の会合を開催をいたしました、昨日も夕方、委員の皆様にお集まりをいただきまして、その内容についてご検討をいただいているところでございます。委員の皆様からのご意見ではですね、ただ単にその、業者発注してそれで終わるとかいうんではなくて、住民の中で、こういった項目については自分たちできるよといったようなものについては、住民の手作りでやっていきたい。また、当日については、多くの住民の方が、出演といいますか参加できるようなものにしたいという、意見もいただいておりますので、こちらも踏まえて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）是非あのう、町民が自主的に参加いうか加わる、ただ来て見るだけじゃなくて参加いうんかどういんですかね、そういうイベントいうんかをお願いいたします。それと、今回の補正でもあるんですけれども、各団体に、360 万でしたか、なんかの 60 周年記念の何かで予算が組まれておるいうふうになつてと思うんですけど、それはどういうふうなこと内容いうんか、どういうふうなものなんでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度補正予算にも出しておりますけれども、各団体で 60 周年を、記念をして、いろいろな取り組みをしていただこうと、で、今年がですね、60 周年記念な

んだよというのを、町民皆さんで 60 周年をお祝いするという目的で、60 周年ということを示しながら、イベント等を実施をされた方に、団体さんに対して、6 万円という額ではありますが、その実施の支援をするために助成制度の方を設けるというものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）ちょっとよく分からないんですけども、この 60 周年の記念の行事に参加をされる団体で、60 だから、60 周年だから 6 万円で、どういうん団体の、数とか何とかいうふうなものはあるんでしょうかね。一応、目安いうんか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この助成制度につきましては、10 月 1 日の 60 周年記念事業に参加をされる団体への補助金というのではなくて、今年度、それぞれの地域でありますとかその活動の箇所で 60 周年を、記念をしたイベントを実施をしていただきたいと。1 件 6 万円とかですね、目安として 60 団体という 6 にこだわった予算計上にはちょっとさせていただいているんですけども、議決をいただきましたら、町のホームページ等で周知を行いまして、申請書を出していただいて、内容を勘案をして、補助の決定を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）ちょっともうこの辺でやめとこうと思うんですけども、構成のいろんな団体の人数とかいうふうなのは関係なくて、大体 1 団体、今言われた金額なんでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）補助要件といたしましては、案でございますけれども、5 名以上の団体が実施をするところを対象としております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）つづきまして防犯カメラのことなんですけれども、防犯カメラ、防犯カメラ、防犯カメラいうて、まあ監視カメラというような言い方もあるらしいんですけども、この規定ですよね、この規定が、規定が、整備をして適切にということなんです、規定そのものはもうあるんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）防犯カメラの所管課において規定の整備をさせていただいております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）ちょっとこの前ネット見たんですけども、多くのところで規定いうんかいろんなところでこういうふうなものを作っておられるんですけども、規定とか、で、特に海田町の場合だと、そんなに狭くない面積でかなりの数がある、台数があるということで、やはり個人プライバシーのことなんですよね。その方とか取扱責任者いうか、そういうふうな規定も、おのずと規定に書いてあるんですけども、この、いろんな、この、ただ、規定だけじゃなくて、この条例を作るところもあるんですよ。ご存じだと思うんですけども。この条例というふうなものもあるんじゃないかと思うんですよ。規定ではなくてさらにその上の条例いうんか、そうせないと、条例によって、例えば、何かあった場合に見せてくれというふうなときに、それぞれ規定があるんだけど、そう簡単に見せる訳に、捜査当局だったらまあそうでしょうけども、普通の町民の人たちが見せてくれいうても、なかなかそれは、個人情報とかいろんな顔が写とったりなんかのことがあるから、それは難しいと思うんですけど、そういうふうな規定いうか、これは、条例を作らないけんのんじゃないかと思うんですけども。特に、ぽつんぽつんがあるような地域だったらあれなんでしょうけども、この海田町のようなところで、面積が狭いところでこれだけの数があって、いうふうなことになったら。で、地域いうんかほかのところによったら、民間の防犯カメラを設置しておところがある。そういうふうなところも、こういうふうなところは何台設置いうふうなのを書くような、要件いうんかそんなところがあったと思うんですけども、そういうふうなもの、民間はまあちょっとあれなんでしょうけど、条例いうふうなものを作らにゃいけんのじゃないかと思うんですよ。要綱とか規定よりもさらにちょっとこう厳密なものいうんか、そういうふうなお考えはあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）もちろん町によっては条例化しているところはあるというのは承知しております。しかしながら本町においては、現時点で、各課の規定の整備を行いまして、適正に運用しております。その中身につきましても、法令に基づくものであるとか、個人の生命・財産、それと緊急の場合を除くほかはですね、提供しないとかいうのを取り定めて厳密に運用しておりますので、今のところではございますが、条例化と言うところまでは、検討しておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）やはりこれだけあったら、条例化いうんか、それは必要じゃないかと思う
んですよ。で、特に、この近辺に比べて、近辺の市町に比べても多分ものすごく数は
多いと思うんですよ。で、そういうふうになったら今のこのいわゆるプライバシーの
問題ですね、そういうふうなものも含めたり、あるいは取り扱いは誰がするんかいうふ
うなもの、やっぱり、当然決めてあるんでしょうけども、そういうふうなものも本当に
条例化するいうんか、そうしないと、先ほどいいましたが条例化したらやっぱり議会の
見る目いうんか、そういうなものも入ってくる訳なんですよ。そういうふうなことに
よって厳格化いうんかができると思うんですけども、やっぱり、そういうふうなものを
踏まえて条例化を、たちまち、いうふうなことは、あれなんですけど。条例化の方向に
いうふうなことも考えていった方がいいんじゃないかと思うんですけど、最後お願いを
いたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）防犯カメラの数の多い少ない、そこによって条例化するしないという
ものではないに、扱いをどう適切にしていくかということを決めていくものでございま
すんで、現在のところ、海田町では、定めておる規定によって適切に扱っておるものと
考えておりますんで、条例化までは考えていません。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）まああの何でもそうなんですけども、防犯カメラといえば監視カメラなん
ですよ。で、ちょっと話は違うんですけどもマイナンバーいうたらマイナンバー、で
も本当はマイナンバーじゃなくてナショナルナンバーだというふうな言い方もする訳
なんですよ。だから、今は適正、今はまだ設置をして間がそんなにない、去年、今年
くらいか。設置をしてからね。やっぱり今後設置するようなことは、ぽつりぽつりぐら
いなんでしょうけどもね、やっぱり今の、これだけあったら条例化いうふうなもの、適
正な管理いうても、なかなか管理そのものもね、例えば、今のあれは、固定でなしに、
無線いうんですかね、どういうんですか、リアルタイム、リアルタイムで、こちらで見
られるとか、例えば河川が、どっかの山がどういうふうになつとるとか、ああいうふう
なものでも、いわゆる、映像が盗まれる、ほかのところから見られるとかいうふうなの
がこの前あったんですけどもね、そういうのも含めてやっぱりきちんとそういうふうな
対策いうか、取らんじゃあいけないのんですけども、そのときのためのやっぱり条例化いう
んか、そういうふうなもの、どうしても必要になってくるんじゃないかと思うんですよ

ね。特に、これから個人情報とか何か、どんどん何の取り扱いが難しくなってくる。必ず誰か写つとるわけなんですけど、そういうな取扱いも含めて、もう一度、お願いいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）海田町でも無線で飛ばして庁舎の方で監視、画像を見れるように設置しておりますが、そういった対策もですね、業者の方としっかりして、他に流出しないような措置もっております。で、そういったことから、今のところ、すぐに条例が必要というふうには考えておりませんので、このまま対応してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）ちょっとしつこいようなんですけどもね、例えば、固定のカメラの角度とかね、写す角度ですよ、固定で動かないとか、角度そのものもいろいろと配慮せないけんというふうなことは、ほかの自治体でもいろいろと言われとるんですよ。だから、そういうふうなのを含めたらね、やっぱり結構、この、写つとるけえ、ええじゃないかというふうな格好に、そういうふうな感じじゃもうなくなってきた訳なんですよ。だから、やっぱり条例、なかなか、今、やる気はない、やらんと今言われたんですけどね、やっぱり何年か経ったらする必要があるんじゃないかというふうなことを、答弁はいいですからね、お願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。12番、西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。大きく3項目について質問いたします。まず、産後ケア事業の実施についてでございます。子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する拠点でございます。厚生労働省におきまして、少子化社会対策大綱及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、おおむね

平成 32 年度までに全国展開を目指すこととしております。平成 27 年度、広島県内 9 町のうち実施をしている町は、海田町だけでした。町が方針を示しているうち、産後ケア事業が未実施です。産後ケア事業は産後医療機関などでの宿泊やデイケアを通じて出産直後のお母さんの心身のケアや育児サポートを行う事業でございます。そこで質問いたします。まず、海田町の医療機関へこの施策を実施していただけるよう働きかけはどのようになさいますでしょうか。2、広島市で実施をされている契約医療機関が、海田町の町民にとって利用できるように政策展開はできないでしょうか。3、利用できる場合の利用料金を広島市と同等とし、差額を助成する制度の創設はお考えにならないでしょうか。次に、自殺対策計画の計画策定期間はいつを予定なさっているでしょうか。議員立法の自殺対策基本法の一部を改正する法律案が、平成 28 年 3 月 22 日の衆議院本会議で全会一致で可決成立をいたしました。自殺対策基本法の一部改正法では、新たに都道府県と市町村は自殺対策計画を定めるものとする、計画策定を義務づけました。そこで質問いたします。策定期限が設けてはおりません。また、他の行政計画に包含することも可能としておりますが、町の方針はどのようにされるでしょうか。2、自殺対策計画策定にあたりましては、若者の自殺のハイリスク層としてセクシャルマイノリティへの対策を盛り込むお考えはありませんでしょうか。次に、全ての赤ちゃんに聴覚検査。新生児聴覚検査の実施ということでございます。その点について質問いたします。生まれつき聴覚に障がいのある先天性難聴は 1,000 人に 1 人から 2 人の割合でいるとされています。早目に補聴器を付けたり適切な指導を受けたりするなど、言語発達の面で効果が得られ、逆に発達が遅れると言葉の発達も遅くなりコミュニケーションに障害をきたす可能性があります。それゆえに聴覚検査の重要性があります。検査費用は、地方交付税による財源措置の対象となっております。厚生労働省は、今年 3 月、全自治体に公費助成の導入など受診を促す対応を求める通知を出しております。そこで質問いたします。1、検査費用の助成制度の創設は考えられないでしょうか。2、聴覚検査は、2012 年度から母子手帳に結果を記載する欄が設けられています。母子手帳交付時に積極的に受診を勧奨されていますでしょうか。以上の見解を伺います。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）それでは、西山議員の質問に答弁します。産後ケア事業についての質問でございますが、1 点目については、現在、町内外の医療機関に対し、事業の情報収集を行っています。町内の産婦人科医院からは、分娩取扱い件数が多いため、産後ケア事

業の実施は難しいとの回答をいただいております。2点目については、広島市と委託契約している医療機関及び助産院の情報収集を行っているところでございます。3点目については、今後、産後ケア事業を実施する場合は、広島市の制度について、参考にさせていただきます。産後ケアにつきましては、本町の住民が利用しやすい制度とするため、先進地の事例を調査しながら検討してまいります。続きまして、自殺対策計画の計画策定時期についてのご質問でございますが、1点目については、平成29年度の計画が満了となる第2次健康かいた21の改定に併せて、自殺対策計画を盛り込んでまいります。2点目については、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるよう、計画に反映してまいります。続きまして、新生児の視聴覚検査についての質問でございますが、1点目については、平成27年度海田町においては、95.1パーセントの新生児が聴覚検査を受けている状況でございます。今後につきましては、未受診の理由について調査分析し、受診促進策について検討してまいります。2点目については、ほとんどの医療機関において受診勧奨を行っており、また、新生児訪問の際にも、受診結果を確認しております。今後は、母子手帳交付時にも検査の目的等について周知し、一層の受診勧奨に努めてまいります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）再質問いたします。まず、産後ケア事業の実施についてでございますが、町内では、この事業を推進する医療機関等は大変厳しいという判断を下されました。次に、私質問で、広島市と委託契約、広島市には、随分、宿泊の場合は、1か所通信病院しか、今現在、あと婦人科もございますけれども、たくさんの助産院とかが委託契約で、広島市の産後ケア事業を推進している訳でございますが、呉は調査をしているところとありますけれども、この調査結果、広島市の医療機関及び助産院が、海田町も委託をしてくだされば受けますよという判断があれば、海田町としては、実施をお考えになるのでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）医療機関については現在情報収集しているところですが、広島市と委託契約している医療機関が、受け入れ可能ということになった場合につきましても、3点目の方に書いてありますけれども、本町の住民の方が、町内では実施が困難ということで、どうしても市外の病院に行くようになるかと思っておりますので、その点も含めて、実施しやすい制度というのを今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）ちょっと角度が違うと思うんです。まず1点は、産後ケア事業の実施する場所が海田町にはないということは、情報収集された結果、今日答弁くださいました。そういたしますと、この産後ケア事業っていうのは、もう国の方針を今からますます実施状況を把握する時代に来ると思うんですが、そういたしますと、海田町であれば、広島市が一番医療機関も助産院もたくさんありますので、広島市とそこが委託契約を結んでいるところを、まず海田町も委託契約ができないかどうかということでございます。先ほど質問いたしましたのは、もし委託事業を、海田町を受け入れますよっという医療機関、助産院があれば、それは、そういった施策を展開されますでしょうかという質問したつもりですが。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今後、いろいろニーズ等も調査いたしまして、必要であるということであれば、実施を検討していきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）この問題は、ニーズ調査で出るものではないですね。お産した産後の方がこういうケアを受けたいというときに、まず、受け皿をつくつとかなないと、現在海田町ではありませんよ。宿泊してケアする所はありませんよ。また、助産婦さんに指導を受けよう、母子共に指導を受けようという方が出られたときに、受け皿がなければ、そこから検討していかないといけません。私、それは、今から少子化に、ますます少子化に向かう中で、健全な母子を育てるためにも国が力を入れる事業に対して、町長、お聞きいたしますけど、まず、受け皿を用意しとかなないと、いざ行きたいと思ったときに、行けなければ、本末転倒と思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）すいません。答弁させていただきます。この産後ケアについては、子育て世代包括支援センターの中の大変重要な位置を占めているんですけども、議員さんがご指摘してくださった広島市の今の宿泊とデイケアっていうのが、やはりちょっと距離があるというところがあって、広島市のやり方も包含しながら、海田町の方がより使いやすい、例えば、訪問して、自宅の方で、細やかなケアをヘルパーさんの方でもしていくとか、そういうのも含めて、併せて検討をしていきたいというところがございますので、これは、するしないというのではなくて、どういうやり方が海田町のお母

さま方に良いかというところをしっかりと検討して、施策に結びつけていきたいということとでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）角度が違います。今産後の訪問ヘルパー事業は、海田町随分前から実施をしております。また広島市も、ヘルパー事業を行われております。それでは、もっと、どういんですか、ヘルパー事業じゃなくて、もっと医療に関係があるといいますか母子ともにですね、もっとこうちょっと表現ができます、そういったので広島市はスタートさせております。で、ただ、広島市の医療機関、助産院に委託契約を結ぶということに対しては、相手は了解を得てくだされば、決して不可能のことではないと思いますけど、まずその辺については、何にこだわられてるんでしょう。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）こだわるというよりもそういう委託契約っていうのは、このような事業をこのように展開していきたいという中で行っていく事務の進め方とございまして、今答弁させていただいてるのは、海田町において産後ケアをどのように進めていくかっていうところをしっかりと検討した上で、広島市とやり方も含めて検討した上で、先進地の調査などを行いながら、海田町としての子育て世代の包括支援センターの、よりよいやり方を考えていきたいというふうに考えているので、このような答弁をさせていただきます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）産後ホームヘルパーで済む事業だけで、母子ともにですね、であれば、別に広島市もこういった宿泊とか助産院とか専門性のある方のところに行っていたかなくていいはずなんです。そういう方もたくさんいらっしゃる訳ですね。もしも今海田町が包括的に考えたいとおっしゃるならば、助産婦も雇用されないといけなくなるでしょうし、専門性のある方を雇用していかないと、今のご答弁では実施が私不可能だと判断してます。そういたしますと、委託契約をしてお願いしたほうがいいのか、そういう専門性の人を雇用をして、人件費を膨らませて事業を展開するのがいいのか、その辺も含めて判断していただきたいと思いますが、ただ今の需要が云々というよりも、結構宿泊の場合、金額が、利用料が高いんです。助産院での指導にいたしましても、ですから広島市は、全額のうちほとんど6,000円、所得制限もありますけど、所得の少ない方には少ない金額でそこが利用できるようになってる訳ですから、今のままでただ委

託契約だけをすれば、町民の方はそれ1万も2万も3万もかかりますから、なかなかそこに行こうって、行きたくても行けない状況で、重症化してしまう、将来に子どもさんに、何かその健常に生きていけないことになってしまうとか、お母さんが、うつがなかなか直らないとか、いろいろな要因があると思います。それも含めて、今の答弁で海田町独自で今後も産後ケア事業を考えていくという方針に変わりはないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）町と致しまして、広島市のやり方を否定するものでは全くございませんし、広島市のやり方も含めて、今言ってくださった助産師さんの訪問とかも、いろんなやり方があると思っております。で、ヘルパー派遣も今しておりますが、出産直後っていうのはなかなかしていないというところで、いろんな方法を考えて海田町のやり易いやり方、利用しやすいやり方っていうのを考えていきたいというふうなことでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）はい、次に行きます。自殺対策基本法の制定でございますが、今国の方針と同じように、来年度第2次健康かいた21の改定に併せて自殺対策計画を盛り込んでいくという表明をなさいました。これは前進だと思います。2点目の、セクシャルマイノリティへの対策を、お考えがありますかと言いましたら、答弁は、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるよう、計画に反映してまいりますという、その、入れますと、入れませんと、中途半端な答弁ですけど、その辺、この問題は、今後、まずはオリンピックまでに日本は随分変わっていくと思いますし、現在、ある報道によりますと、国民の約1割の方がこういった問題を抱えていらっしゃるという報道もございます。その中であって、この問題、取り入れるのか、そういったものに入れなくって、今の答弁のような方針で中に織り込まれるのか、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）具体的な対策の内容については今後になりますけれども、国が示している自殺総合対策の大綱の方にも、セクシャルマイノリティのことについて理解促進に努めるようにというふうに明記してありますので、海田町におきましてもしっかり計画の中に反映していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）というのもそういうふうな答弁をいただきましたかったと思います。で、現

実、先進国で、10代20代の自殺、死亡の理由の第1位が自殺である国は、日本が1位なんです。要はこの問題は、若いとき、小学生、中学生ぐらいから芽生えてまいりますので、重大な問題をはらんでいます。この問題はそういう悩みを抱えている人のアンケートをとられた結果があるんですけど、自殺を考えたっていう児童、生徒の方41パーセントいらっしゃるんですね。これ本当にあの、この問題を真剣に捉えないと、本当に大変なことになると思いますし、また、先日文科省が性同一障害にかかわる児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてっていうことを、全国教育委員会に通達も出しております。で、平成27年度4月に通達がありまして、1年間、この教育現場での性同一障がいに対する実施は、どのような方向性で展開なさいましたでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）先ほどの議員の言われた性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等実施について、教職員向けのリーフレットが文部科学省から通達がありました。今年度の4月の教頭会の方で、各校の教頭にこのパンフレットを配布し、もう既に、各校には通知をしたんですが、再度配付し周知徹底の方をお願いしたところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今回、健康かいた21に、改正時に折り込む、自殺対策も織り込む中に、この性同一障がいを含めた政策も、どういうんですか内容も織り込むという、先ほど答弁がございました。で、これ本当に心の健康の保持にかかわる教育啓発の推進等っていう、今回本当に、国が重点的に各施策に発信をしている訳ですから、自殺対策基本法に大いにページを割いて記載をしていただきたいと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）保健センター課長。

○保健センター所長（森原）具体的な内容はこれからになりますのでこの場では申し上げられませんが、この問題について、しっかり認識しまして、計画にしっかり反映させていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に、新生児の聴覚検査をということでございます。答弁におきましては、平成27年度海田町においては95.1パーセントの新生児が聴覚検査を受けている状況でありますということですが、これ、各産婦人科に機器がほとんど導入されておしま

して、お医者さんの意識によって、生後3日、5日までですかね、検査はされてると思うんですけども、私これ出産手当の42万円、あの中に検査費用が含まれて、この検査が実施されているのではないかと判断するんですけど、その辺は調査されたことありますでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）出産手当の内訳については把握できていません。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）ですから助成制度を創設しなくていいという答弁に私は受け取ったんですけども、あとの4.9パーセントの方が、各検査を受けていच्छゃらない現実がある訳です。この方たちは、何らかの問題があった、いろんな意味ですよ、背景は分かりませんけども、受けられない理由があった、病院が機器を持ってなかったとかいろいろあると思うんですけども、この4.9パーセントの方がを受けていच्छゃらないという事実に対して、今後につきましては、未受診の理由について調査分析し、受診促進策については検討してまいりますという、今から調査分析をされるんですけども、この人達のためにもやはり助成制度は必要ではないかと判断するんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）27年度に未受診であった方につきましては、4、5か月の育児教室というのを保健センターでやっております。そこで、耳の聞こえの検査というのもやっておりますので、検査はされていなくても、聴覚がどうかというのは、未受診の方に対してしっかりフォローしていると考えております。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）4.9パーセントの方に対して、今、所長が申しましたようなフォローもしておりますけれども、やはり今後生後2か月前後の赤ちゃん訪問の中で、もう1度なぜ受けられなかったのか、経済的な理由があったのか、又は周知というか判断というのがまた、いろんな判断っていうのがありますので、そこはしっかりいたしまして、それから、答弁さしていただいたんですけども、受診を促進するための方策っていうのを探ってまいりたい。今は95パーセントの方が自ら受診されているというところで、もう少し経過を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）初めに戻ってしまうんですけども、この海田町のお産をされた方の病院が、今ほとんどの産婦人科で簡単に検査ができる機器をそろえていらっしゃいますので、その検査をされます。で、先ほど質問いたしました出産費用の中に、検査費用が入っていれば、個人負担は全然ないんですから、何も、母親にとって負担はない訳ですけど、4.9パーセントの方は受けるときに費用が要る訳ですね。1、2才まで受けれますから、そのときのためにもやっぱり制度は設けるべきだと、私は、交付税処置がされておりますので、交付税措置をされている事業に対しては、極力事業化するという方針が、私としたら、自由に使える、使えますけど、正しいと判断してますけど、町長その辺は、どういう方針で町行政をつかさどっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）交付税措置のことについてお尋ねでございますけど、十分ご承知だと思いますけど、地方交付税は一般財源でございますので、基本的にはですね、それぞれの地方公共団体の判断で、使途を決めていくということが原則であると思います。で、地方交付税措置、これ正確に言いますとですね、地方交付税というのは一般的に必要であろうと考えられる基準財政需要額、これに対して、基準財政収入額、税がですね、どれぐらい入ってくるか。その差額を埋めようということで基準財政需要額の方にですね、こういったことがですね、算定というか項目として入ってございます。ですから、地方交付税措置についての考え方ということになりますと、今申し上げましたような考え方になろうかと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）最後に、答弁で、母子手帳交付時にも検査の目的等について周知し一層の受診勧奨に努めてまいりますという、これ、なぜ、母子手帳にその検査項目が入って検査の日付、備考が入ってるかっていうのは、いかに重要かということなんですね。で、じゃあ九十数パーセント受診されてるからもうそれでよしとするのではなくて、1人のせっかく生まれてこられた1人の大事な人間を立派な人にするためには、やはり数がもう、ちゃんと数値が上がってるからそれでいいんだという考え方は、私はちょっと違うんじゃないかと、特に新生児ですね、もう一度最後にお聞きいたしますけども、この4.9パーセントの方たちのためにも、その助成制度っていうのは、創設はお考えにならないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）聴覚検査は、新生児期に行うのは大変重要だと思っておりますので、今までは母子手帳発行時にはあまりしなかったんですけど、周知をしなくてもほとんどがされてたんですが、これからはパンフレットも作成しまして、目的についてしっかり周知いたしまして、まずはそこから、医療機関の協力も十分ありますので、まずはそこから、聴覚検査 100 パーセントを実施を目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島） 7 番、宗像議員。

○7 番（宗像） 7 番、宗像です。昨年、教育委員会関係者の文部大臣表彰がありました。

その活動や成果が認められたことは、本人はもとより海田町にとっても栄誉なことであり、本当に喜ばしいことだと思います。当然に、私もその活動に敬意を表しているものでございます。また、その後のことでありますが、受賞者に敬意を表するための祝賀会を教育委員会主催で行われました。確かに祝賀会を催すことは良いことで、私も反対するのではなく当然に大いに賛成しています。しかし、その方法に問題はなかったのか疑問は残っております。名称は、教育委員会の名前ではありませんでしたが、実質、教育委員会が取扱ったように思いましたし、勤務時間内に準備をしているものと思われます。このような事務は事務分掌に規定されてない事務と思いますが、どうでしょうか。また、このようなことを行うには、職務免除等の手続きが必要と思いますが、いかがでしょうか。もし正規な手続が行われたのであれば、このような事例は先例とされるのでしょうか。次に、地域密着型の老人福祉施設の社会福祉法人については 3 月に認可が下りると聞いております。これから本格的に工事が進み来年度の開園に向けて動き始めるものと思っております。この施設の、長期入所の部分につきましては、町内居住者に限って入居が可能なものとなっているものでございます。先の議会でも質問したところですが、今まで町内入居率の悪い施設にも元の社会福祉医療事業団等からの施設整備に関する借入については 2 分の 1 の助成を行ってきています。また、同様に今回民間保育所が委託を受けて開園することになっておりますけども、同じ社会福祉法人でありながら、土地に関しては無償で貸しております。半永久的に貸出をしております。ある意味で目に見えない助成を行っているものでございます。地域密着型の老人福祉施設の安定的な運営を確保し依頼するためにも、町単独の支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。最後に財政調整基金について質問します。毎年、当初予算において財源調整として基金をいつも切り崩しておられる。切り崩すというのが悪いんというんじゃないんですけど、

逆に、切り崩さずに終わっているケースがあり、余剰金として積み立ててるケースあって、結果、財政調整基金が前年度より増えてるケースが多々あるものと記憶しております。直近５年間、それはどのような動向になってるか、質問するものです。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問の１番目については教育委員会から、２番目と３番目については私から答弁いたします。社会福祉法人等に対する支援についての質問でございますが、この度の地域密着型、小規模特別養護老人ホームの整備については、第６期介護保険事業計画に基づき基盤整備を進める上でより質の高い指定予定事業者を選定すること。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、様々な主体が参入しその実現を目指すべきとの視点から、事業者募集と選定は公募方式により実施したものでございます。今回の公募の際には、県補助金は見込まない資金計画で、施設整備を行えると判断した事業者が応募されたものと認識しております。また事業所開設後に満床となった場合には、安定した運営が行える状況にあると判断しておりますので、現段階では、町単独の支援を行う考えはありません。続きまして、財政調整基金についての質問でございますが、平成２３年度から平成２６年度までの４年間においては、当初予算に約３億円前後の基金取り崩しを計上しておりましたが、最終予算で取り崩し額はほぼなくなり、決算では、基金を取り崩す必要はありませんでした。毎年度、決算余剰金等を積み立てた結果、年々、基金残高は増加しておりました。平成２７年度においては、当初予算に約７億円の取り崩しを計上し、最終予算では約１２億円となり、決算では、予算額どおり基金を取り崩しております。その結果、平成２７年度末時点での基金残高は、前年度に比べて減少しております。１番目の質問につきましては教育委員会から答弁いたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）事務分掌規程とその範囲についてのご質問でございますが、昨年度、教育委員会関係者２名が、文部科学大臣表彰を受けられました。２人は、本町の教育行政に多大な功績があったこともあり、祝賀会が開催されたものと聞いております。元来、こうした祝賀会については、事務分掌に規定されておらず、また、職務専念義務の免除に該当するものではございません。今後、職務の遂行に当たっては、町民から疑義を招くことがないように取り組んでまいります。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）順番に質問させていただきますが、祝賀会を開催されたものと聞いておりますということは、教育委員会とは一切関知せずにこれ祝賀会をやられたんですね。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）私がまいりましたのがこの4月でございまして、祝賀会が開催されたのが12月ということで、事実として1月でございまして、開催されたことについては、4月以降にお聞きしました。その後の認識につきましては、先ほどご答弁申し上げましたようにこのことについて、教育委員会としては、職務専念義務の免除に該当するものではなく、また疑義を招くことのないように取り組んでいきたいというのが、私の考えでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）私が聞いているのは、教育委員会として、教育長として聞いているんじゃないんです。教育委員会として、この祝賀会が開催されたものとして聞いておるんですね。教育委員会として。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）聞いておるのは私でございまして、教育委員会が関与をしてこの祝賀会が行われたものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）私ね、本当に、お二人の方がね、表彰を受けたことは本当に名誉なことで町として本当に良いことだと思います。で、祝賀会をされたことは、私悪い言うんじゃない、大いにやるべきだと思うんです。ただ、方法のことでお聞きしているんです。今の答弁でも、これ、答弁は、教育長の答弁なんですか、それとも教育委員会としての答弁なんですか、どちらなんですか。本来なら教育委員会として答弁すべき問題ではないんですか。答弁自体がおかしいでしょ、どうなんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）教育委員会という組織の代表として、教育長として、答弁をさせていただきました。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）だったら、聞いておるなんて答弁でなくて、開きましたじゃないんですか。どうなんです。本来であれば開きました、私らも、だから、事務分掌にない事務をしました。これがきちんとした報告じゃないんですか。昨日の全協と一緒にじゃないですか。

私らには責任ない、ありゃ学校よと、全く一緒の答弁じゃないですか。自分らのものとして答弁されてないでしょ。僕ここまで言うつもりなかったですけど、この答弁、ちょっとおかしいんじゃないんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）昨年度からおったものとして交代させていただきます。教育委員会として開催したものであることについては間違いございません。新しくこられた教育長が答弁されるということで、このような文書をつくったものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）それについてはもう言いませんけれども、これ教育委員会としてやられたっていうことは、これ、職務としてやっていいものなんでしょうか、本来やるべきではないものなんですか。職務上として。というのは、この事務分掌の中で、どこを読んでも書いてないんですよ、で、ただ1個だけ考えられるのが、第5条、生涯学習課の各係の事務分掌は次のとおりです。社会教育委員に関すること。これについては多少理解できる。もうひとつの教育委員に関することについてはどこにも書いてないんですが、どうなんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）表彰の事務につきましては、社会教育委員さんの表彰であり、教育委員さんの表彰でありますので、分掌の中では、社会教育委員に関することとして、また教育委員会の開催にすることとして、祝賀会ではなくて表彰については、分掌を我々が取り扱うべきことであると思います。一方で、祝賀会について、それは分掌であるかと言われれば、それは、事務分掌に入ってるとは言えません。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）副町長、事務方のトップとして、こういう業務っていうのは時間外にやっていいもんでしょうか。いかがですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）先ほど教育長が答弁しております職務専念義務の免除に該当するものでございませぬ、という形で答弁をさせていただきます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）職務免除に該当するものではないとお答えになっている。ということはこれ、業務なんですね、教育委員会の業務に含まれるものと解釈されて、こういう祝賀会

をされたというふうに理解してもいいんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）教育委員会が行うべき業務、祝賀会についてですけど、業務でございせんので、それを、職務を専念する義務を免除してまでやってはいけないという解釈でございします。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）じゃ、次にもう一步進んで、だからこれは、事務時間内には、一切業務をしなかったと。だから、時間外でボランティアでやられたというふうに理解してもよろしいんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）申し上げてることが、判り難くて申し訳ないんですけども、時間内に職務に専念する義務を免除してまでやってはいけないことではありますが、事実として、職務の勤務時間内に、その一部が行われてたということですので、それは適切ではない。今後そういうことがないように、町民の皆様の疑義を招くことのないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）どういうふうに答えていいんか、聞いたらいいんか、分かりませんけども、本来やるべきじゃないのに業務をしていた、これ、僕が一番聞きたかったのは、これ時間内にやるのはやるで別に構わんですが、数年前に確か、民生部の関係じゃなかったかな、やっぱり大臣表彰を行われたケースがございましたよね。その時はどうだったんか、一応聞いて、じゃあそのときにもしてないのに、ここだけやるんだったら、ずっとこれから先やり続けるんかなと。特に民生部さん、民生部関係では、民生委員さん、これが大臣表彰を受ける確率が高いんで、それもやるんだね。それから、逆に言うたら我々議会も関係してきますけど、議会の議員さんが必ず、大臣表彰が、必ず、ちょっと古い方がおられれば出てくるはずなんです。それとか、そういう関係者、民生委員さんとか議員さんやなんかは褒章も出てくる。そういうときにはこういう祝賀会をするのか。これを、専念して全部やるんですかというのを一番聞きたかったんですが、聞ける聞いてない、委員会での答弁でなくて、教育長としての答弁ですというような言い方で帰ってくるから、ちいと話がそれたんですけども、大事なことはやるのも別に構わないです、それを私否定するのではないんですけれども、それが先例となって、次の、次のところ

に必ず続いてまいる、それを承知の上でやられたんかなというのが、一番、疑問があった、自分らの手続に問題がありましたと、さっさと言うべきではないかと僕は思ったんですが、最後の最後に教育長さんの方が不適切だったということで言われたんで、先例ではなくて、単なる今回だけで終わるものと理解さしてもらいますけども、それでよろしいんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）お見込みのとおりでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）じゃあ、副町長、今後、事務方のトップとしてね、こういうことについてきちんと目を光らせて、本来すべき、やったらいけんことやなくて、やることはやっていいんだけど、やり方についてやっぱりそれへ目を光らせていくべきだと思いますが、それについて、決意をお願いしたいと思います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）今回の事例をですね、ひとつの契機として、町民の方から理解をいただけないようなことはないよう注意をしまいたいと思っています。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）次に、社会福祉法人等に対する支援についてです。答弁で、絶対答弁しないと。答弁じゃない、支援しないと答弁いただいてますけれども、これは、前回の一般質問でもさしてもろたんですけど、そのときに副町長の答弁では、もともと補助をもらうように予定になってないんだから、あえて今から出す必要ないとはっきり申されたと。それはそれとして、僕は、悪いと言うんじゃないんじゃないかと、ただ、一つ考えていただきたい。前回も聞いたんですが、町内のある施設に言うと、この前、前回聞いたときに、海田町出身者の入居率、30パーセント前後やったですよ、これ、間違いありません。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）ただ今議員仰せの部分は、海田町のエバーグリーンのことだと思いますが、12月に答弁をさせていただきましたのは、海田町民の入所率は約64パーセントでございますと答弁をさせていただきました。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）すいません、たかね荘と勘違いしておりました。それでも補助金出してま

すよね、たかね荘にね。では、六十何パーセント、40 パーセントは町外者がおると。また、たちまち町内の分で言わせてもらおうと、40 パーセント前後は町外者である。じゃ、このときに、海田町は総事業費の何パーセントを海田町は支援したんですか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）総トータルでのお話しになりますけれども、メインストリームのエバーグリーンについての国、県の補助率が 50.6 パーセントでございます。町の負担分も加えますと、68.8 パーセントでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）ちょうどいい数字がありますよね、町内居住率 68 パーセント、それで、補助率が 68 パーセント、ぴったり合わせたような数字になっとるみたいな感じがするけど。じゃあ、今回の場合、予定で、補助率が、事業費を出されておると思います。じゃあそのそれに対して今回町が出しませんから、多分国と県しか補助が出ないんじゃないかと思うんですが、その補助率は、補助のパーセント、申請に対する、申請の要するに事業費に対する補助パーセンテージは何パーセントですか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）現在本町の 28 年度当初予算額の中に積算をしておりますけれども、これが、県補助金をいただき町から交付という形で予算化をしておりますが、額で計算をいたしますと、約 40.5 パーセントの補助となります。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）今回、何床かちょっとはつきり記憶しておりませんが、全部町内居住者ですね、入れるのは。町外は入れないですよ。それについて間違いはないですよ。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）はい、今回の施設は地域密着型でございますので、全員海田町の被保険者でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）町外が入れるところが全体の事業費の 68 パーセントの助成を出しておる、海田町約十何パーセント出しておる。おかしいと思いませんか。今回出すのは海田町しか入れないんですよ。で確かに前回 12 月だったかな、の答弁のときにありましたように、本人らは補助金ない状態で採算合うようにもってきて、それについて私はどうのこうの言うतोそれできるというふうじゃなくて、それのできると向こうが言っている。そう

ではなくて、町としてこの老人施設に対してどういう方針をもって動くかじゃろ。その分については前向きにもっと考えてもいいんじゃないんですか。補助率考えてみてください。今、課長の答弁にありましたように、町内居住者が 68 パーセントの補助を出して、国と県も全部含めてですね、町が十何パーセント出しておる。今回、町全くなしで四十数パーセント。これやっぱり考えるべきじゃないんですかね。で、これ、実際僕どの程度が倒産してるんか分かりませんが、いろいろ調べてみたんですけども、全国の福祉施設、ここ約 5 年間で 500 ぐらい潰れてる。ほとんどが民間業者で、公的施設、特養とか国の補助を受けた分についてはそこまでないんだろーとは思いますが、それについては内訳がなかったんで、どの程度か分かりませんが、どこもやっぱり厳しい。特に新たに開設するところってのは、資金が、高騰している、建設資材も高騰している、そうした中で開設するのは厳しいところがあると思います。これから海田町自体がそういう施策を推進していく、そういう意味では、必ずそういう支援を考えるべきだと思うんです。それともう一点、ここに質問にも書きましたが、片方、保育所、本来社会福祉法人というのは、昔は土地を自ら取得しなければ施設を開所できなかった。今は借地でもできるようになった。確かそうですね、間違いありませんよね。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 間違いございません。

○議長（久留島） 宗像議員。

○7 番（宗像） 今回新たに建設する地域密着型の老人福祉施設については、借地でやられると聞いております。じゃあ、同じように借地でやる、同じ福祉保健部の管轄の中で、片方は海田町が 1,000 平米ちょっと 300 坪、無償で貸すんでしょ、これ補助をしているのと一緒にですね。本来でしたら、自らの土地で土地を借りて、開設しなきゃならないものを、町が、町がやっていただく意味もあってから無償にした。それが悪い言うんじゃないんです。ところが実際にはこれは補助と一緒にですよ。今あの近辺で最低でも坪にしたら 600 万、600 円、坪あたりが、借地使用すれば。権利を付ければこれは 800 円から 1,000 円になる。月々に約 300 坪 20 万近い金が、聞かないですけど裏補助みたいなもんですよね。これ 20、最低 20 年の事業をするとすれば年間 240 万の 4,800 万、5,000 万近い補助しているのと全く同じことなると思うんですが、それについてどうなんですか。

○議長（久留島） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）町の保育所の土地の無償貸与につきましては、今回の保育所再整備の関係で、3園を統合し、で、必ず、新しい保育所つくらなくてはならないで、選定させていただくっていう中の条件として、より算入していただきたいように、町の判断の中で無償貸与っていうことしたものでございます。で、地域密着型の小規模特養にしましては、施設整備というところと運営というところがございまして、今後、新しい養護老人ホームの方で施設開設後に、また様々な課題が生じた場合には、その状況を踏まえて、対応を検討していければというふうに思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）無償というのは実質補助するというのと一緒じゃないですかねって聞いたんですが、それについての答弁はどうなんですかね。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）保育所の方を運営していくっていうところの、町としての政策的判断というところで支援したというものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）支援と認められるんならその辺のところも踏まえてね、僕は、出さんものは出さん、今、部長の方から、今後、そういうことが起ったときに検討してまいりたいという言葉をもらったんで、これ以上は言いませんけども、やはり、その辺で、今までやってきた過去のやってきた事実そのもの、補助率等を考えれば、当然ある程度もの考えていいんじゃないかな、というのは僕の思いとして変わらない。だから今後もう少し検討していただきたいんですが、今後について検討されるということで、今後の運営が始まってからまた検討してまいりたいというふうに話が出たんで、今日は、今回は申し上げません。で、財政調整基金のことですけども、この5年間のうち過去4年間については実質取崩しを行ってないというふうに理解して、だから、予算上は一旦減るけども、最終的には、実際には減ってなかったというふうに理解していいんですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）過去4年間については、予算上基金繰入金の額は当初予算に計上してましたが、最終予算段階では取崩額の予算はほぼゼロになって、その分決算剰余金を積み立てることによって結果、年々基金残高は増加していったという状況でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）去年は、確か厳しかって、実際には取崩していると聞きました。ただ、当

初よりも増えて取り崩したというふうに、これ答弁されてますが、何か理由があったんですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）当初予算額よりも基金取崩額が増えた理由については、補正予算において、投資的経費等の増額補正を行ったことによるものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）多分今年度も例年になく大きな取り崩しを予定されてますけども、補正が特になければ、全部を、これはあくまで推測ですけども、ならないんで何とも言えませんが、大体毎年、財政担当課が厳しくて、完全に取崩するようなケースは、ほとんど、今から、補正がない限りですね、大きな補正がないについては、あれより減ってくるものと思えるんですが、どうなんですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）補正がない場合には、基金取崩がないのではないかいということにつきましては、過去4年間については当初予算額の基金繰入額の予算額が約3億円程度、27年度については、当初予算段階において、約6億5,000万ありましたので、仮に27年度の補正予算の増がなくてもですね、取り崩しは何らかあったものと想定されます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）僕が聞いたのは、当初予算、もし大きな補正がない限りについては、現在予定しておる取り崩しよりは少なくなる可能性が高いのではないんですかね、とお聞きしたんです。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）お見込みのとおりでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）じゃあ、併せて、先ほどから、当初予算、当初取崩しが予定されていた金額が実際にどういう数字だったのか、当初予算いくらいくら取崩す予定、実際には最後何ぼで済んだ、結果的にプラスになったのかマイナスになったのか、この4年間分の分かる分の範囲、もし分かるのであれば手元で。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）過去4年間の実際の数字でございますが、23年度から順に言いますと、当初予算額で1億7,200万約ですね。24年度が3億6,800万、25年度が3億1,400万、

26 年度が 3 億 2,000 万でございまして、それ 4 年間最終予算現額が 23 年度のみが 500 万減額、で、24、25、26 年度は最終予算現額時点で基金の取崩額はゼロとなっております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）ちょっと数字が、頭が、控えようとしたんですが追いつかんので、もしこれ皆さんがよろしければ、資料請求、数字を出していただきたいと思います。今の、今でなくてよろしいですから、事後でいいですから、皆さんに諮っていただく訳にいきませんか。

○議長（久留島）ただいま宗像議員から資料請求がありましたが、議会として要求することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。そのように決めます。執行部におかれましては、作成次第速やかに提出をお願いいたします。宗像議員。

○7 番（宗像）まあ、去年と今年はちょっと厳しいそうなので、よけいは、でも、今までは、財調あまり切り崩さずに逆に増えているような形になってましたけども、今年度からちょっと厳しゅうなりそうな、去年、今年厳しいみたいなことを、今財政課長がおっしゃられてましたけど、できるだけ財調を崩さないように、精いっぱい努力されて無駄な支出を抑えて、基金が残って、はやく庁舎が建てれるように、公民館が建てれるように頑張っていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（久留島）14 番、前田委員。

○14 番（前田）14 番、前田です。昨日も出ておりましたが、私なりの観点からお尋ねいたします。まず、防災についてということです。緊急時避難、体の不自由な方等の補助者や避難場所を特定することとなっておりますが、本町において、その対応計画書等の作成はどのようなになっているのかをお尋ねいたします。各地域においても、それぞれが高齢化し自身の避難をも自由にならないのが実情であろうかと思います。ましてや身体の不自由な人を背負ってまでもないとしても、その人を同行して避難するということは至難の技というか大変なことであろうかと思います。また行政においても対応をすることもまた大変なことであろうかとも思います。しかし、避難時、何らかの形で逃げる必要があるのも事実です。さらには行政としてこれを無視することはできないのも事実であろうかと思います。そこでまず、避難時の避難計画書の作成、これはどのようなになっ

ておるのかを、お尋ねいたします。また、各自治会における災害時の支援者の実態名簿等ここらを把握しとるのかを尋ねるものでございます。さらには、今般の熊本地震においてもそうであったと思いますが、過去のいくつかの震災等を振り返っても、ほとんどの自治体において、目先の対応に追われて避難者が必要としているいろいろな資材や救援の物資が、そこに山積みされているというんか山積されてるというにもかかわらず、配布というか、どこに何があるのか分からないというような状況が報道、そのようなことがなくするためにも、日頃からなんらかの体制というか、簡単なものでも良いと思いますが、非常時の訓練をしておくべきではなかろうかと、このように、考えます。その本町の非常時の体制、これはどのようになつとるのかをお尋ねします。また、いろいろな物資、先ほどもいいましたが支援物資等であります、その仕分けの方法、いろんなものが入ってきたのをそこにただ積置くだけではだめだということで、どこに何をおいたか、それを整理する必要があるんじゃないか。いわゆる日用品、生活用品それとの分類、保管等であります。そのものをどのようにしておくのか、そこらを、例えば紙面であったとしても、簡単なものでもいいが、常にそういう訓練をして、頭に入れておくべき必要があるのではなかろうかと思ひます。その辺はどうなつとるか。最後に、そこらを含めた職員の配備体制というのか、職務の分担というのか、その辺のことも何かを考えておられるのかどうになつとるのかをお尋ねいたします。そして、最後に、生活保護ということについてお尋ねいたしますが、最近、わずかではあります、生活保護の世帯が増えておるように思ひます。ただ、申請が出たらね、そのまま受け付けて対応をただ応じるのかどうなのか。いろんないふさもあります、ここでは言ひませんが、ある程度、抜き打ち的といひますか、どういう形であらうかともいいんですが、その追跡調査というのかね、本当にこの人が生活保護というか助成を必要としておるのかどうか、そこらを調査すべきであると、このように考えますが、その辺について町長のお考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。防災についての質問でございますが、避難行動要支援者の支援プランの全体計画については、策定しております。今後は、個別計画の策定に向けて研究してまいります。次に、避難行動要支援者名簿についてでございますが、毎年、対象者の意向調査を行い、リスト化しております。続いて、非常時の避難物資の仕分けの訓練についてでございますが、これまで、このような事案をテー

マにした訓練は行っておりませんが、民間物流事業者等との連携について研究してまいります。次に、職員の役割についてでございますが、災害時の出動体制については、注意体制から非常体制まで主要任務と出動者を定めており、各職員には災害時の参集体制をカードにして配付しております。続きまして、生活保護についての質問でございますが、生活保護世帯に対しては、生活保護開始後も定期的に訪問調査を実施し、生活実態や生活状況の確認、自立に向けた支援、資産の保有状況の確認等を行っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）避難個別計画をつくっておる、こういうことでありますが、先ほども言いました避難のね、策定はあるんだけども個々の人のね、避難の動線というのかね、要支援者という名簿はあるんだけども、どこにどういうふうに避難するのか。これを先ほども言いました、障がい者を背負って逃げると言うのはね、よほどの力のある人でないといけないと思うんですが、その辺の体制というのか、そこらはどうなっとるんか、ちょっと詳しく、説明というか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、町長答弁でもありましたように、いわゆる、災害時避難行動要支援者、全体の計画というのは策定しております。しかしながら、個々の支援者につきまして、誰が、どこにどのように支援して、避難、支援をするか、先ほど議員が申しましたように、背負っていくのかとか、どこに逃げるのかとか、そういった個々の支援者と、要支援者と支援するもののマッチングというところはまだできておりません。で、それは、様々な課題がありまして、要支援者の立場からすれば、支援者を見つけられないとか自分の身体的なそういったところをしゃべりたくないであるとか、支援する立場としては、災害時に本当に支援できなかったらどのようになるか、そういった様々な課題があるというところで、現在、個別計画の策定がまだ進んでないというところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そのね、名簿をね、リスト化しておるとかね、何かという事なんだが、なんぼ名簿を100冊を作ったってね、一番問題なのは動線というのか、距離だろうと思うんですね。それで、ここに、名簿は作ったんだけども全体計画についても考えてはおるけども個別のものはありませんと、今から調査研究しますと。こういうようなことになっとる訳よね。だから、私が理解できないのは、そこに名簿をと何か何とかありなが

ら、個々のものがない。ですからその人が本当に、それが、難しいとは思いますが。たとえば、津波、水害、川の氾濫、いろいろあろうかと思うんです。この度の地震のような土砂崩れ、ですから、必ずしも避難場所が一定方向ではない。ですから、個々の人にその人によって、場合によっては泳いでいかんにやあならん場合もある、車で行かんにやならん場合もあろう。そういうところのね、誰がその人を連れて逃げるのかと、こういうなね、今から、いろんな被害を受けとるんでね、ここまでできとらんと言う、リストにはなつとるけども何もしとらんというんだから、これ以上のことは聞けん訳ですが、ね、言うてもしょうがない、作つとらんのじゃけえしょうがない、名簿は分かつとるんじゃと、10 人おります 100 人おります、いうことは分かつとる。でもそこから先がない、はっきり言うて、ないのと一緒なんよ、これはね。だから、そこらのところをね、例えばわしに、あの人をおぶって行ってくれって言われてもね、そんな力はないだろう、多分ね。もう 10 年若かったらあったかも分からんがね。だからそれはね、調査研究をするということだが、大体いつ頃をめどにね。人数は、リストがあるということなんだから、その、期間というのか、3 年ほど待ってくれ 10 年待ってくれというのか、あと 1 か月ぐらいのうちに何とか作るよ、特に梅雨時でもあるしね、あんまり個別のことは言わんけども、蟹原の方、大体ね、日下橋を過ぎるとずっと堀川まで全部どういうんか、川底の方が高い。天井川とかいうふうな言い方もしとるがね、右岸についてはそれほどでもないが左岸はほとんど、川底の方が高い。で今言ったように、いつ頃までに、そういう避難動線を含めたものを、あるいは支援者を含めてね、そういうリスト化するのか、ちょっと、再度お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、全体計画の方は平成 24 年の 2 月に策定をしまして、それから個別計画をつくるべく特定の自治会の方をお願いをしたりとかしながら個別計画の策定を図ってまいりましたが、それが、先ほど申しました理由等によりですね、進んでいないのが現状でございます。いつまでに、ここ何年もそのできてないところを、そのあと何年でっていうのは、ちょっと今大変申し訳ありませんが明確な回答ちょっとできないところではございますが、先の熊本地震等々を見ましても、避難行動、要支援者の支援というのは、重要課題であるとそういう認識でありますので、調査研究を進めまして、早期のリスト化に努めたいと、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）リスト化してからもうさらに4年も経過して、今からまた考えるよということだからね、いざという場合には、非常に間に合わん。早急にやってもらいたいと思うが、そこでもう一つね、物資の輸送云々については、昨日もありましたがね、民間業者と提携してはどうか、というのもありましたが、おそらくね、私のこれはね、できないと思うんですよ。ここでも連携について研究するというんだから今から考えるということなんだろうけども、一般的にね、東北のときもいろいろ聞きました。私どもも昔建築関係におったんで、そういう業者も行きましたが、まず行けないんだというね、その現地いけないんだというんでね、その現地には。特別そういう救急隊のようなね、これは救急隊ですよ、救急隊ですよという標識持たないと、その道路に入れてもらえない。例えば高速道路とかね、県の入口ぐらいでね、入れないというね、行ってもだめなんだとね。そこで今言う、何が言いたいかというと、そういう民間物流事業者、それはそれなりの標識は持っておるのかも分からんですが、そういう車がボンと入ってきたらね、いろんなところから入ってくるとね、車で麻痺して動けなくなる、ここ過去にもそういう事例もいっぱい聞いとる。この度の熊本でもやっぱり入れなかった。そこでやっぱり一番頼りになるのがね、地元だろうと思うんですよ。だからその体制を敷くのが、職員を含めたね、地元で何かそういう過去には何回か、似たようなことで言うんですが、地元の土建業者を大切にしろ、育成しろと言うんですが、何かそれはもうほとんど今の土建業者に至ってはおらない。ですから、救助体制とかね、そういうのがね、できないと思うんです。物流業者は、そういう、品物、物流をどうするとおりで、物品を運んでくれるかも分からないが、特定のどこまで。いわゆる1か所しかいかない。まあ固定する訳じゃないけどね。決まったどこまでしか行かない。だから、特に私は先ほども言いましたが、言いたいのは、個々の配達、例えば、学校だけを例にとりあえずと避難場所として6か所、ひとつの拠点には入るかも分からん。大型トラックでね、ぼんと入ってくる、役場なら役場に入ってくる。ところが、その今言いましたが、学校の6か所、こういうところへどうやって分散するか、ね。このためにもやっぱり職員とか、こういう地元体制を敷く必要はあるんじゃないか。とういうことで言うんですが、そういう職員の役割体制、もちろん、そういう道路の通行止めとかで来れないという人もあるんだけども、それなりの歩いてでも来るような体制を何か敷かにゃいかんのじゃないか。いわゆる民間業者にだけで、他力本願だけでは、こういう救援物資の、いわゆる今度は配達言うた方がいいんかね。それができないんじゃないかと。これについて、どのよう

にお考えかお尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）熊本地震の報道でも見ましたが、大きなトラックがばんばん来て、それを仕分ける職員が数人しかなくて、避難所へなかなか物資を送れなかったというようなものも見ました。その熊本地震が起きた後に、広島県の危機管理課ともいろいろちょっと話はさせてもらったんですけども、そういった物流をどのようにするか、海田町独自でやっていくのか、それともの大きな広域的なところでやっていくのかというのを話をしました。ちょっと結論出ておりませんが、そういった中で、広島県でも今トラック協会と災害時応援協定は結んでおられると聞いております。その中で、物流の専門家というものの派遣というものも協定の中に入っていると、で、その方を災害に海田町に来て指揮監督、物資の仕分けですとかそういった搬入の指示はできるのかという問いかけもしております。その災害の種類等その規模、事情にもよると思いますけども、そういうところを活用してですね、何とか対応していきたいと、そういうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）言われることはね、分かるんですがね、ほかのところから、例えば県職であろう、あるいは他の自治体ね。福山の方は何ともなかった、大竹の方は何ともなかったということで、大竹市の職員さん、福山市の職員さんが応援に来てくれた。非常にありがたいです。ところが、この物資を海中まで持ってってくれ。地理感がない、海中いうたらどこですか。海小まで持ってってくれ、海田小学校いうたらどこですか、そういうことがあって、失礼な言い方だけどね、よそから応援に来てもらった人は役に立たない。極端過ぎる言い方かも知らんけどね。だから、そういうことを少しでもなくする、今言うた地理感がない、いろんなことがあるので、先ほどもちょっと言いましたが、例えば紙面であっていい、紙の上でね、こういう動線を通してここが水につかったときは、右回りで行くんだ、左回りで行くんだ、まあ、漠然とした言い方ですが、そういう想定を常にやっとく必要があるんじゃないか。というのを先ほどちょっと言うたね、例え紙面であっても、そういう訓練をやっとくべきじゃなかろうか。他力本願だけじゃなくしてね、そういうことをお尋ねしとるんですが、その件についてのお考えはいかがですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）今回の行政報告でも報告させていただきましたが、本部職員の図上訓練等も実際に実施をさしていただいております。そういったことを繰り返しながら、いろんな想定をして適切な指示が出せるように、日々、訓練を積んで災害時に備えたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度いいますが、そういうことでね、答弁にもありましたが、参集体制というか、職員をね、そこにそれだけのものを集めないと、場合によっては1か所に3,000人とかね、4,000人とかいう人数が集まる訳だから、むすび1個配ろう思うても、4,000個のむすびを運ばにゃならん。ひとつの入れ物、どういうものに入れるんか、私も分かりませんが、4,000個のむすび、そのコンビニまで来ておる。それを海中まで持って行く、何箇所持って行くいうたらね、相当の人数が要るんじゃないかと思うですね。だからそういう、紙面というか、そういうんで、常にそういうときには、しょうがないから、有るのかないのかね、何年か前にあったと思うが、リアカーのようなのでね、どうこうするとかいうなのもあったように思うが、そういうものは今どうなっとるんか、知らんけども、いつかなんか整備したことがあるような気がするが、10年ぐらいになるかね。そんなのが記憶にあるかないか、担当課、私がどことなくなんか頭にちょっと残っとるんですけどもね、そういうのを含めてね、しっかり体制を、ここでは要望にしておきますがね、そういうリアカーのようなものがあるんなら、それも含めてやるべきだと、ね。職員体制、再度言うときますが、紙面であろうとも、そういう訓練をやる必要があると、こういうふうに思います。最後に、生活保護の方で、いろいろやっとなんかということで、それなりの追跡調査もしたということですがね、自立に向けた支援とかいうことですが、定かではありません。私も確認はしておりません。そういういろんな情報を聞いたからいうてね、調べに行く立場にもないし、それはできないと思うんで、やっとなんかおはりませんが、生活保護を受けながら、いわゆるこれも知りませんよ、ええんかも分からん、車をもっているとかいう事例がある訳ですよ。その辺については、資産の保有状況の確認等を行っておりますという答弁が返っとなんかだけでも、車を持っていいのかどうかというのを、まずこれをひとつ確認してみたい。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）生活保護世帯は、原則自動車を保有すること、また、運転することも認められておりません。保護申請時に、自動車を保有している旨の申告があれば、

資産活用の観点から指導をし、必ず処分をさせていただきます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だからそこらがね、非常にややこしいと言うか線引きが非常に難しいと思う。はっきりいうてね。体が悪いんだと働けんの、例えば足が痛いんだと、歩かれんの、で病院に行かんにゃいけん。足の痛いのが治ったら働けるんじゃないけどな。ところが、足が悪いから歩いて病院に行けない。今頃のトルコンというのかそういう車なら病院通いできる。さてタクシーで行くのがいいのかその辺について非常に難しい。だからこの必ず処分をさしとるというのもまたね、非常にひっかかる問題じゃが、まあそれならそれでええんじゃないけども、実際にそういう風の便りに聞く情報によるとね、生活保護を受けながら車を持つとるんじゃないかと、そうしたときに今のような答弁と我々は聞くお話とね、先ほども言いましたが、個々について我々は追跡ね、そういうのをどうなんか、確認することもやはりしたいとは思わんがね、実際にうわさに聞いて今のような話で、うわさの域を出んのかも分からんが、全部処分させとるところが今のような事例、足が悪いから、特例であんただけは認めましょと、というのもあるんかも分からんよ。そういう事例があるのかないのか。ほんまに全部処分さしとるのかどうなのか。ちょっと確認したい。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）自動車の保有を認められるケースもございます。一つとしては、障がい者の方の通院や通勤、また、生活保護の申請をしたけれども、6か月以内に仕事により、保護が脱却できるケース。あとは仕事で車を使うケース等はございますが、基本的には全て処分をしていただいております。で、保護申請時には、申請がなかったけれども、後から、自動車を運転している、また保有しているというのが見つかったケースもございますが、それにつきましても、全て処分の方を指示しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まあはっきりいうて非常に難しいとは思いますが。そのラインの引き方というか、これ以上言いようがないんじゃないがね、状況を確認しとるというんだからそうなんです、やっぱり抜き打ち的にね、追跡調査というのか、そういうのはやるべきであろうというふうに思います。今全部ね、どこまでどうすりゃええのか、中にはね、生活保護の支給に、何とかして、帰りはタクシーで帰って行くという、そういう話もあるという、ね。それ以上のことは非常に言い難いんで言いませんが、そういう、先ほど来何

回か言うとります。噂の話ですよ。確認しとらんで噂に留めますがね、そこらをね、なんかして確認する必要があると思いますがね、そういうことを再度いろいろこういう確認されとるが、そういうものも含めてね、もうちょっと厳しく追及する。まあ増えとるといえばわずかかも分らん、ここ四、五年の生活保護の受給人数、世帯ね、わずかですが増えとる。それがただ今、先ほど来言うとする鵜呑みでそうやって支給するから増えるんであって、それだけ厳しくやれば、横ばい、場合によっては減るんじゃないか。あるいは自立支援なんかがね、もうちょっとこうやったらできますよ、というようなことでやればね、そういうふうな向きに向くんじゃないか、そのことについて、再度確認といえますか。答弁願いたい。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）生活保護の申請がございましたら、申請時での訪問調査での聞き取りや、金融機関、預貯金調査、生命保険会社にも保険の加入状況の調査等を行っております。申請者からの聞き取り調査だけでほぼ決定してる訳じゃございませんので、適正に生活保護を運営してまいりたいと思います。

○14番（前田）終わります。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。再開は、2時50分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第24号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第24号議案、工事請負契約の締結について。南つくも町地内において施工するつくも保育所改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容については、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第24号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事

名は、つくも保育所改修工事でございます。工事場所は、海田町南つくも町地内、請負金額は1億2,599万2,800円、受注者は正田建設株式会社代表取締役正田俊で、工期は、議決の日の翌日から平成29年3月31日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料3の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、Aランク、Bランクの業者が基本となりますが、総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能な町内に営業所を有するCランクの業者3社を含む12社を指名いたしました。入札の結果、全ての入札が最低制限価格を上回りましたので、予定価格以下で最低の価格を提示した正田建設株式会社を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては、担当課からご説明いたします。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 続きまして、工事の内容について説明いたします。資料4の工事箇所図をご準備ください。つくも保育所改修工事につきましては、定員数の増員に伴い、保育室及びトイレなどの拡張を行うとともに、老朽化した建物や設備の改修を行うものでございます。工事概要につきましては、資料1ページの配置図及び2ページの立面図をご覧ください。園舎につきましては、3歳児保育室の拡張、児童用トイレの拡張、外装塗装改修などの建築工事を行います。また、照明のLED化やキュービクル設備設置等の電気設備工事、また、老朽化に伴う冷暖房設備の改修や給食室の機器の更新などの機械的整備工事を行います。1ページの配置図及び新園庭及び仮園舎の部分をご覧ください。現在、児童菜園として利用している畑部分、保育所前駐車スペース及び廃止予定の町道310号線区域部分について、園舎の工事期間中は仮園舎を設置し、仮設園舎解体後は新園庭に改修するための外構工事を行います。新園庭の広さは約400平方メートルとなり、複合遊具及び砂場を設置し保育所の園児及び地域の未就学の親子も利用できるよう、ひまわりプラザの子育て支援センターと連携して利用してまいります。次に、改修工事にかかるスケジュールについて説明いたします。2ページをお開きください。工期につきましては、平成29年3月末の完成を目指し、外構工事、仮設園舎工事などを順次進め、内外装の改修などを行い、平成29年4月から定員を147名とするスケジュールで進めてまいります。なお、工事期間中につきましては、送迎時の駐車はひまわりプラザ前の駐車場をご利用いただき、運動会、発表会などの行事は、海田西小学校及びひまわりプラザを使用し、極力大きな影響が出ないように努めます。また、工事期間中の

安全管理体制についても徹底してまいります。以上で、つくも保育所改修工事についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）まず、資料の4の方でお尋ねします。配置図ということなんですが、町道310号線廃止予定、つきあたりに新しく赤い字で門扉新設、こういうことになつとるわけですが、歩道もあるんだけどね、特に、左の方にキュービクル、グリーンというかなんか薄い緑があるんですが、もちろんフェンス囲いはされると思いますが、安全上どうなのか私分かりませんが重量のこともあるんで、トランスが何個上がるのか分かりませんが、園舎の上、そして、園庭は極力広く使えたほうがいいんじゃないか。そしてそこに歩道いうて書き入れる所に、歩道が、全体のことを言うとするんじゃないけども、キュービクルとかなんか茶色の線かなんかで二重になつとる、これは何なのかということだね。それともう一つは、先ほど言いかけた門扉を新しく作るとこういうことなんだけど、これの出入り、安全というんかね、ようあるのが、子どもは送迎の車でもそうなんだけども、降りたらすぐ走る。園の方を向いて行ったか思うたら反対の方へ向いて行ったりするんで、これはいかがなものかということで、考えるのはわしだけじゃないじやろうと思うけども、どうなんか、その辺についてお尋ねをしたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず私の方からキュービクルのことについてお答えさせていただきたいと思います。議員さんご提案の、屋上等の地上でない部分への設置ということでございますが、既にこちらのつくも保育所につきましては、冷暖房の設備の室外機が屋上の上に乗っておることもございまして、これ以上屋上にそれを設置するスペースがございませんので、今回こちらの方の設置を計画させていただいたものでございます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）はい、町道259号線、歩道に近い部分の門扉の新設につきましては、通常はこの門扉は使用せず、災害時等危険、子どもが避難しないといけないときのみ利用するものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでは追加でちょっとやるんだけど、フェンスの新設というんでね、仮園舎ね、子どもは高いところに上がりたがる、というんでね、高さがどうなつとるん

か。特に金網形式だとね、それ自体が階段というか駆け上がれるんで、その辺の安全を考慮しとるかどうか、で、先ほども言うたキュービクル、なんかで囲いをしたときにね、ちょっと目を離した隙に、フェンスみたいなところ、中へ入る恐れがあるというんでね、今更言うても設計しとる、どうもならん、屋上にスペースは全くないんだということなんかも分らんけども、電気の容量が何ぼう増えるんか私もあんまり専門でないから分からないんですがね、トランス一つか二つぐらい置くぐらいのことだろう思うんよ、10キロか 20 キロか知らんが。そんなものは1メートル角もあればお釣りがくるんじゃないかと思うんじゃけどね、その辺はどうなのか、再度確認します。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まずキュービクルの方につきましては、今回重量の方がそれなりにございまして、大きさにつきましても約2メートル角の設備になりますので、屋上の方に設置というのは困難な状況でございました。で、安全対策につきましては、今現在高さ2メートルのフェンスで取り囲むように検討しておりますので、子どもたちが上がって入らないような形で万全の安全対策を講じたいと考えております。

（「新設フェンス」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）フェンスの高さは。こども課長。

○こども課長（森川）新設フェンスにつきましても、子どもが登ったりすることのないようなフェンスを設置する予定としております。

○14番（前田）茶色のラインは何かいうてさっき言うたんじゃがの。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）配置図の歩道と書いてある下の線につきましては、現在あるフェンスを示しているものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。福祉厚生常任委員会からの要求に基づいて、多少工事内容を変更したという説明を受けて今回出されておりますが、私ちょっと疑問に思うのがね、繰明で1億4,000万、予算上確保してあげられておるんですね。これはもうちょっとね、金額が増えるんじゃないかなというように予測もしたんですが、当初から27年度の繰明ですから、当初からの保育所のこういう整備で1億4,000万上げられておる。私が疑問に思うのは、工事内容を、変更をして、1億2,000何ぼの、2,599万円か上げられとるんですが、内容についてね、粗悪で、しかも予定より変更した中身がそうでは

ないかなという心配をするんですがそれはどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）当初1億4,000万で繰越をさせていただきましたが、そのときの工事内容から現在変わってございません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃあ、福祉厚生委員会が要求をされて、一定程度変更されたというんですね、その変更はないんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）福祉厚生委員会でいただいたご意見をもとに積算した金額が1億4,000万。で、今回の契約額が、今回の報告となっております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）工事中のことについてお伺いします。まず、この工事期間中、工事車両の出入りですね、これは、どちらから入れる予定でしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、正式には施工業者との打ち合わせになりますが、今現在、園庭の真ん中部分、この図面で言うと、左右に仮設のフェンスを引きまして、キュービクル側と園舎側とを完全に分離する予定にしております。で、併せて建物の中についても、階段部分で上側と下側で完全に工事ヤードが分離できるような仮設計画を立てております。したがって、工事車両において必要なものについては、仮囲いで囲った園庭、キュービクルを設置する側の園庭に入れる、それ以外、不要なものについては、ひまわりプラザ前の駐車場を活用するなどして極力工事用車両が搬入しないような、入らないような形で今想定しております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）ほとんど車両が入ることないということですが、ご存じのとおり、この辺、通学路が密集している訳ですね。この259号線の歩道はつくも町方面から西小への通学路、265号もそうですし、これは南堀川の子どもらも使います。で、通学路、登校時間帯は、工事はおそらくしないと思うんですけども、下校時間帯ですね、こういった場合の安全配慮等、極端に言えば通学路の変更は必要ないのか、その点はいかがでしょう

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、工事の工程によりましては、大型車両、クレーン車等ですね、重機を吊り上げるための車両が入る必要があると思いますので、それらにつきましては、通学路、通学時間帯等々を学校等と調整をさせていただきまして、極力影響がない形で施工計画を検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 24 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 24 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 3、第 25 号議案、町道の路線の廃止について、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 25 号議案、町道の路線の廃止について。つくも保育所改修工事と併せて財産の有効活用を図るため、機能を喪失する町道を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第 25 号議案、町道の路線の廃止につきましてご説明いたします。議案書の 10 ページをお開きください。この度は、町道 310 号線について、道路法第 10 条第 3 項の規定により、町道の路線を廃止することについて議決をお願いするものでございます。提案理由は、つくも保育所改修事業に併せて隣接する財産の有効活用に伴い、機能が喪失する町道を廃止するものでございます。次に、資料 5 の町道路線廃止箇所図の準備をお願いいたします。1 ページをご覧ください。町道 310 号線の区間図になります。今回は町道 310 号線の全区間を廃止するものです。次に、2 ページをご覧ください。位置図になります。今回廃止する区間を赤色で示しております。廃止区間の延長は 59.1 メートルです。次に、3 ページをご覧ください。断面図になります。廃

止する区間の断面は、幅員 4.2 メートルでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○10 番（多田）10 番、多田です。ちょっと単純な質問なんですが、310 号線全て廃止になってるんですが、これ、ひまわりプラザの前までは、一応まだ道が残る状態ですよ。これについては、隣の 309 号線が延びるのか、それともどういう形になるのか、説明をお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）310 号線を廃止した後は、ひまわりプラザ前も含めて行政財産の方に移管しますが、道自体はですね、進入路として形態として残る形となります。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）今の関連なんですがね、接道の関係は、いわゆる 259 だったかな、その関係でええんだろうけども、ここ、駐車場として何台分かは残るんよね。特にここの一番入口、なんちゅうたかな、忘れた。電気、言いたいことは分かったろう。それでまあ、どうでもええわ。ということで、車が走るんで、何かこう接触等あったときにね、道交法のあれが適用にならんのかな。民民で話しせえ、ということになってしもうてくと思う。だから、その辺のことも考慮しとるんかいということね、お互いに気を付けてくださいという言い方はあると思うけども、道路でなかったから道交法が適用されん、単なる広っぱの接触、こんなようなことになるんで、その辺のことでトラブルが起きるんじゃないかという懸念があるんだけど、併せてそこらをどういうふうに考えておるんか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、町道として廃止されますので、一般の敷地内での事故ということになるかと思います。したがって、道路交通法上の適用を受けませんが、事故処理においては警察の方で事故処理をしていただけると伺っておりますので、基本的には駐車場で起こった事故等々と同じ扱いになると考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）前にも説明があったかもしれませんが、改めて確認の意味で聞かせてもらいますが、これはもともと財務省の財産だったと聞いておりますし、ここは道路用地として多分無償で譲り受けを受けておるんで、当然制限がかかってくる土地であったんで

はないかと思いますが、それについてどうなんかというのと、もう一点、1枚目と2枚目、同じ図面ですよ、紙無駄じゃないですかね。これは余談なんで、うまく1枚で済むように使ったらいいんじゃないんですかね。ここにおる議員さんだけでも、皆の資料だけでも紙四、五十枚が違ってくるんじゃないかと思いますが。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり中国財務局の方から無償譲渡で譲り受けたものでございますが、この度、町道廃止を検討することにあたって中国財務局に問い合わせたところ、譲与の根拠が道路敷地とするものであったとしても、契約書上には以後の活用について定めたものはなく、譲与を受けた段階で道路は不要と判断し、転用とすることについて国が関与することはない、との説明を受けております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。建設課長。

○建設課長（木村）はい、資料の作成方法につきましては、議員ご指摘のことを踏まえて今後研究してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。第25号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第26号議案、町道の路線の認定について、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第26号議案、町道の路線の認定について。宅地開発により帰属した道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第 26 号議案、町道の路線認定につきましてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。この度は、町道 346 号線及び町道 347 号線の 2 路線について、道路法第 8 条第 2 項の規定により路線認定の議決をお願いするものでございます。提案理由は、都市計画法に基づく宅地開発により帰属した道路を町道として認定するものでございます。次に、資料 6 の町道路線認定箇所図の準備をお願いいたします。1 ページをご覧ください。町道 346 号線及び町道 347 号線の区間図になります。赤色で示した部分が、今回議決をお願いする区間でございます。次に、2 ページをご覧ください。町道 346 号線の位置図になります。今回認定する区間の延長は 356 メートル、幅員は 6.0 メートルでございます。次に、3 ページをご覧ください。断面図になります。二つの断面、ともに、幅員は 6 メートルで 1 車線の道路でございます。続きまして、町道 347 号線についてご説明いたします。4 ページをお願いいたします。347 号線の位置図になります。今回認定する区間の延長は 73.6 メートル、幅員は 6 メートルでございます。次に、5 ページをご覧ください。断面図になります。幅員は 6 メートルで 1 車線の道路でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14 番（前田）もちろん宅造法とかに則ってやっとなということですが、これには書き入れはないんじゃないかね。下水道とか上水、ここのものの布設というのかな、図面では、ない。当然、今頃これは宅造の常識じゃないか、それはどうなっとなかということ、当然、本町の担当課、ましてそれが入っておるとするなれば、検査、業者が、入れましたから、布設したから、分かりました、そういうふうなことで終っとなのか、実際に担当課が行って勾配とかチェックしておるのかどうか、この 2 点、確認します。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、まず、上下水道管の位置という話がございましたが、今回は町道認定の図面でございますので、割愛させていただいております。それから 2 点目の検査のことにつきましては、上下水道であれば担当課が直接確認をする、それから開発に伴うものも都市整備課の方で確認をし、県と一緒に完了検査を受けるという段取りで、完了しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）単純なことをお尋ねしますけども、346 と 347、二つに分ける、この二つ

に分けた理由。手続上あるんだと思うんだけど、なぜ分けたんかいうて聞かれたら、私、答えられんので執行部の方に、なぜ分けたのかお尋ねをいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、町道を認定するということは、法律で道路台帳という台帳の整備を義務づけられております。その台帳で管理する上で、今回のようなケース、ループ状にぐるっと回った中に1本の線が入ってるようなケースですと、これを1本の路線として認定した場合、維持管理上不都合が生じるケースがあります。というのが、起点終点の方向が認識しづらいという部分と、行き止まりが複数できるということで、それらを踏まえまして、今回につきましては、この2路線という形で分割をして道路路線として管理をするということを決めさせていただきました。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）ということは、逆に言うと、これはへそ出しの方向でやる方法もなきにしてもあらずということですね、1本の路線として。できるんですよね。不可能じゃないということで、どうなんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）おっしゃられるとおり不可能ではございませんが、へそ出し部分が今回短うございましたので、2路線ということで整理をさせていただきました。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。1ページの346号線と347路線の認定ですが、この図面を見ますと、両方でどれだけの長さか分かりませんが、一方向でしか大きい道に、自動車が通れる道に接してない訳です。で、ここは70世帯くらいのおうちが建つ予定と聞いておりますが、災害とか何か緊急で、みんな車で逃げないといけないという時に、これだけの住宅で、一方向でしか今の段階では出口がないという考え方からしますと、この図面の346号線の行き止まりのところを、どちらか1か所は、町道に将来つなげるという予定があつての今回の認定でしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず一方しか町道に接していないということですが、これは開発行為の基準がございまして、それらを満たしておる状態で、一方だけの接道で許可、検査の完了が終わっているものでございます。こちらの世帯、入居といいますか計画世帯は、42世帯と伺っております。で、将来的に行き止まりのところに町道をつなぐ計画

があるかということですが、今現在のところはございません。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今、現在はないと判断、開発行為の町道認定ですからないということですが、将来にわたって、どちらかが町道に延長になるという方向性はあるんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今現在、町建設課として、そのような案はございませんが、隣接する宅地部分、隣接する土地の部分が、また新たな開発が起こる可能性はないとは言い切れませんので、先ほどのような答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。第26号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第26号議案は、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第27号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）はい。第27号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。海田町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げ等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、第27号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書12ページをお開きください。資料については、資料7の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料8の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料7の条

例の概要でご説明いたします。今回の改正は、地方税法施行令の一部が改正されたことなどに伴うものでございます。まず、第2条の改正については、基礎課税額の課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を17万円から19万円に引き上げを行うものでございます。施行期日は、公布の日でございます。次に、第23条の改正ですが、先ほどの第2条のところでご説明させていただきましたものと同様の課税限度額の引き上げに伴う金額の変更と、国民健康保険税の減額基準の5割及び2割軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乘すべき金額を引き上げるものでございます。5割軽減では、控除加算額を26万円から26万5,000円に、2割軽減では、47万円から48万円に引き上げ、低所得者層の軽減を図るものでございます。施行期日は、公布の日でございます。以上で、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○9番（岡田）9番、岡田です。これ、最高限度額が、2万円と2万円。で、これ、去年の3月にも上がったと思うんですけども、その前は多分3年間ぐらいは上がってないような格好になるんですけども、去年上がってまた今年も上がると。それは、法律が変わったからということなんですけど、その辺のところは本当に上げんにゃあいけんのでしょうかね、お願いいたします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）保険料収入を確保する上で、課税限度額の見直しいうことをさせていただく必要が生じたということなんですけど、そのほかに保険料率の引き上げいうのがあるんですけど、これをしますと、中間所得層の負担が増えるということで、今回の課税限度額の引き上げいうことで、これは、高所得者の方の負担を、より大きくさせていただくということで、これは引き上げる必要が生じたんですけど、手法としては引き続き課税限度額の引き上げいう手法をとらせていただいております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）ちなみに、2万円上がって、その対象となる世帯いうんですかね、それはどれぐらいなんですか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）2万円ですから合計4万円になるんですけど、これにつきましては、何世帯ぐらい影響があるのかということなんですけど、11世帯程度影響があると考えております。

す。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。はい、佐中議員。

○15番（佐中）27号議案に、反対討論をいたします。国民健康保険税条例の一部改正は、国保税の賦課限度額を4万円引き上げて89万円に改正するものであります。そのうち国保税の7割軽減はそのまま。5割、2割軽減は、所得基準を若干引き上げて軽減を拡大をする提案であります賦課限度額の引き上げについては、政府は、国保の限度額の引き上げを社会保障制度改革プログラム法に規定をし、これまで協会けんぽの保険料上限額を参考にしておりましたが、被用者保険とほぼ同様に、限度額超過世帯の割合が1.5パーセントに近づくよう段階的に引き上げる方針に転換をしております。国保税の課税限度額については、法定の額の範囲内で市町村が独自に設定できるものであり、町民の暮らし、医療を守る立場に立ち、限度額も含め負担の軽減を図るべきであります。昨年度27年度は85万円、今年度は28年度89万円、平成19年度から9回も引き上げて、引き上げ額は24万円もの額となります。これまでの賛成討論に、限度額をはじめ増税や保険料を引き上げなければ保険会計が崩壊をするという発言がたびたびありますが、保険会計が崩壊する前に、町民は悲鳴を上げております。国民健康保険料が、あるいは税が高いのは、国庫負担率がかつての50パーセントから現在25パーセントにまで引き下げられたことが最大の原因であります。暮らしを守ることが地方自治の最大の役割です。そういう努力もしないで、即引き上げには反対をいたします。以上で終わります。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第27号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第27号議案は、原案のとおり可決されました。



○6番（住吉）6番議員、住吉です。該当する施設があろうがなかろうが、お伺いします。

まず、この保育士配置要件の弾力化の特例期間、資料10の5ページの附則では、当分の間、と定められております。これはいつまでを想定していらっしゃるのかお伺いしますが、この保育士資格を有しない一定のもの、こちらの方も、附則で、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者、と定めておりますが、いったいこれは、どのような基準を設けているのか。3点目、この弾力化で、幼稚園の教諭だけでなく、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて活用することもできるようになっておりますが、これは、教育委員会にお尋ねします。実際、教員免許しか持たれてない方が、実務面で保育というものはできるものなのでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）まず、当面の間の期間でございますが、厚生労働省の方で、全国的な保育士不足が解消されたと判断され、また改正があった間になりますので、当面の間としているものでございます。また、保育士と同等の資格を有する者につきましては、その施設において十分な業務経験、常勤で1年以上勤務している、又は、子育て支援員研修、こちら、年間で29時間を受講した者等が想定されるものでございます。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）小学校教諭が、その免許しか保有していないものについては、活用上ではできないということになると思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）特例期間の、保育士の不足が全国的に解消するまでの間、と申しますのは、解消する手立てが今のところ別にうたれてないですよ。実際、全国で今保育士の方が40万人働いていらっしゃいますけども、保育士の資格を持たれてる方の3分の1しか働いていない訳ですよ。実際に保育士として。ということは、本来保育士はいるんですよ。ただ、保育の仕事に就かないだけであって、その解消をしないままに、こうやって無資格者、いくら実務経験が1年あるとか、研修を29時間受けたと言っても保育士ではありませんよね。本来は解消の方が先であるにもかかわらず、それをしないままに、省令改正だからやむを得ない分があるかもしれませんけども、こういった小手先の解消策をとるというのは、福祉という観点からいかなるものでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）当町といたしましても、保育士の確保がまず大前提とは考えますが、

今回の特例は、全国的な保育士不足があり保育士の確保ができなかった場合に、待機児童を出さないための限定的な措置と考えております。また、朝の早い時間であるとか夕方方の遅い時間で児童数が少ない時間のみに限られて、国の示す保育士と同等の知識を要するものっていうのがやはり、先ほど説明しましたように1年以上の勤務実績など極めて限られているものでございますので、家庭的保育事業所は、現在は海田町にはございませんし、今後認可した家庭的保育事業所については、保育士の確保がどうしても困難な場合ではかに預かる施設がない場合に限って、確保できるまでの間、待機児童を出さないために改正を行うものと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）確かに今海田町でも保育士云々かんぬんという話がありましたが、3月補正で人件費マイナス補正しましたよね。あれは結局、各保育所2名の臨時保育士が足りないから短時間雇用の保育士のやりくりで賄ったと。で、今確かに海田町内でこれに該当する施設はありませんよ。現状において既に保育士の不足が目に見えてる訳じゃないですか。人件費マイナス補正を3月にかけるぐらいですから、大幅に。で、今後、小規模保育、町内でできたとしたら、もう目に見えているじゃないですか。保育所が足らん。そんな中において安易に実務経験があります、研修を受けました、資格はありません。それは本末転倒だと思いますが、本当にそれで子どもたちのためになるのか、また、今、短時間、朝夕の短時間だけですよ、少人数だけですよという答弁がなされたかと思います。朝夕の短時間、少人数のときだけ配置しますよ。でも、その少人数の子どもも、保護者にとっては大事な子どもなんです。そこに、その子を預かるのが、保育士の資格をちゃんと持っているのか。それとも1年の実務経験があつて29時間の研修を受けただけの無資格者が預かるのか。これ、保護者がどのように思われると考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）家庭的保育事業所についても、確かに保育士の確保また保育士の配置が必要と考えておりますが、先ほど申しましたように、待機児童を発生させないため、その間のみ限定的に行うものですので、当町といたしましては、保育士の確保、町内の施設が保育士が確保できるように、支援助言をしながら体制を整えていくというつもりでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まずね、改正の内容、資料9、分からんから聞くんじゃないけど、第28条、これどうせい言うん。非常階段がどうか、いわゆる子どもだから、逃げる時間を稼げというんで排煙壁を長くしろというんか、階段幅を広くせえというんか、資料10もあるんじゃないけどもね、施行令だから非常に長い。だからもっと端的に言うてもらわんと、ただ、小規模保育でどうやらで階段をどうかせい、いうだけのことじゃあ、よう分からん、壁の長さをどうかせえいうのか隔壁にしろいうのか、その辺のこと。それと、今さっきも出とった、幼稚園教諭やら小学校、そのままで受け入れると言うふうない方もあったんじゃないけども、例えば、簡単な講習、5時間講習とか10時間講習、別個に受けて保育士として認めますよということじゃないのかという、確認ということなんですがね。ですから、もうちょっとここでいう28条が43条がどうなった。これだけでは分からない。階段の要件やらはどうなっとるん、ね。もうちょっと、いざ火事いうときの時間稼ぎをしよう、こういうことを言うとするのか。それから、人格教育やらそれを、今言うた、本来は講習かなんかを受ける必要が、対応がないからどうでもいいよというようなものではなからうと思うが、その辺の説明を、もうちょっと詳しく聞きたい。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）4階以上の階の非常、特別避難階段の構造についての改正でございますが、これまでは、この特別避難階段の構造について、国が定めた構造方法のみに限られてございました。ただ、今回の改正に伴いまして、国が定めた構造方法に加えまして、国の認定を受けたものも可能となった改正でございます。次に、幼稚園教諭等の弾力化についてでございますが、幼稚園教諭等の資格があった上に、子育て支援員研修、県主催の29時間の受講も義務づけられているものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）28、43についてね、非常によろ分かるいうかの、国が定めた、だから、排煙壁を設け言うとするんか、階段の幅を広くせえいうんか、蹴上を低くしろ言うとするんか、どういうことを言うとするんか、その中身を聞きよるん。国が定めたとか県が定めたとか、厚労省が決めたとか、そんなことを聞いとるんじゃないん。どういうふうに変ったのかいうて言うとするん。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）今回の改正で特別避難階段が変わった訳ではございませんで、その構造について、国が定めた構造方法のみに限られたものが、国が定めた構造方法に加え

て、国の認定を受けた特別避難階段の構造が認められるということになったものでございます。

○議長（久留島）具体的に、具体的に聞いってんじゃ思う。国が定めたその内容を。こども課長。

○こども課長（森川）この特別避難階段については、屋内階段の前に付室又はバルコニーを設置することとされています。この特別階段の前に、付室を設置した特別避難階段の構造について、今回の改正で、国の認定を受けたものも設置が可能となったという改正でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）非常によろ分かるが、誰か分かった者手を挙げてみてくれいうてわし言うが、だから、排煙壁が長くなったのか、ね、バルコニーがあるのはそんなものは見りゃあ分かるんよ、の。そのために、さっきも言うたでしよ、避難の時間を稼ぐために排煙壁が長くなって時間を稼げるようになったんか。国の定めたもの、国の定めたもの建設課分かるか。どういうふうに変ったんか、の。変わったもの、認定したもの、指定のあったものを、だから、排煙壁が長くなったのか、隔壁を造れいうたのか、ね。だから、いざ、火事じゃ、煙が出た、そのバルコニーと保育室いうのか、その間に隔壁を造りなさい、すると10分間稼げますよ、避難時間をの。それを言うとするのか、訳分からん。国の決めたもの、国の決めたもの、それを聞きよるんよ、どういうふうにしたのか。10分間の時間を30分稼げるようにせえ、3分間を5分間、逃げれる時間を稼せげというふうにしたのか。そこを聞きよるのに、国の基準じゃいうて。それをもっと分かりやすく説明せえいうて言うてる。隔壁があがなくなったのか、蹴上が低くなったのか、階段幅が変わったのか、それが分からんから、さっきもちょっと言うたろ、資料10もあるんじゃが、この施行令というのは長いんじゃ、実際、ね。基準、法は短いよ。その説明を聞きよる。

○議長（久留島）資料か図面かありますか。答弁できるまで、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時50分 休憩

午後3時58分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは、前田議員の答弁か



ら。はい、建設部長。

○建設部長（久保田）大変お時間かけて申し訳ございません。ちょっと全部は分かりかねますが、今分かる範囲でちょっとご説明の方をさせていただきます。屋外から、ここに書いてあります特別非常階段に係る規制等が改正されとありますが、これまず屋外から屋内の階段に入るときに、議員さんご存じだと思いますが、一旦付室いうて、間に部屋がありますよね。あそこを通過して屋内の非常階段に行くときに付室いう部屋があるんですけど、あの部屋の構造が、今までは国交省が厳しい基準を設けておったようでございます。で、その基準を国交省の基準に合格せんかったらだめじゃったんだけど、そうじゃのうて、国交省の方が一定程度これを認めたら、その付室にかかるころの基準を、国交省のがちがちの基準じゃなくても、できますよというような規制緩和の一環でございます。ちょっと、土木でいうたら、今まで指定仮設みたいななんじゃったんが、任意仮設で一定の要件を満たしておればですね、そういった仮設もできるというような、そういった意味合いで、規制緩和ができておるといふ具合のものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい、討論あります」という者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、まず、反対討論を許します。住吉議員。

○6番（住吉）6番議員、住吉です。第28号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。本条例改正案は、厚生労働省の省令改正に伴うものではありませんが、現場の保育士不足が深刻な状況下で、保育資格保持者の確保を曖昧にし、無資格者の導入拡大で対応しようとする、極めて無責任なものであります。全国120万人保育士登録者のうち、わずか40万人しか保育の職についていないことから、保育士不足の要因は、劣悪な労働条件にあることは明らかであります。厚生労働省賃金構造統計基本調査2014年版によると、保育士の平均賃金は、全産業の平均賃金よりも12万円も低いとされております。また、同じく厚生労働省が2013年に行った調査によりますと、資格があっても保育士への就業を希望しない理由は、賃金が希望と合わないが47.5パーセント、休暇が少ない、休暇が取り難いが37.8パーセントとなっております。このように、国も保育士不足の要因を把握しているにもかかわらず、その抜本的な解決を一切行わず保

育という高度な専門性を有する仕事に無資格者を就かせるというのは、無責任かつ児童福祉の切り捨てと言わざるを得ません。以上の理由により、本議案に反対いたすものがあります。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 28 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 29 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算から日程第 11、第 33 号議案、平成 28 年度海田町水道事業会計補正予算までは、一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 29 号議案から第 33 号議案、平成 28 年度海田町一般会計外 4 会計補正予算、第 29 号議案から第 33 号議案までを、一括でご提案申し上げます。この度の補正予算につきましては、公民館整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者の方から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）はじめに、この度の補正予算では、一般会計、特別会計、水道事業会計ともに 4 月 1 日付けで実施した人事異動及び共済組合負担金の負担率の変更などにより、職員給与費や臨時職員賃金、特別会計繰出、繰入金等の増減を行っております。全体の費目にわたり繰り返し出てまいりますので、それぞれの会計での個別の説明は省略させていただきます。それでは、第 29 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。はじめに、歳入、歳出予算の補正につきまして、資料 11 の平成 28 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。また、箇所付けのある投資的経費の増額については、別に工事箇所図の資料を提出しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。それでは、資料 11 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。議会費の議会運営事業につきましては、臨時職員賃金等

の増のほか、研修受講人数の増に伴い、66 万 1,000 円を増額するもので、併せて、歳入で研修受講経費助成金を増額するものでございます。続きまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。総務費の一般管理費の一般管理費職員給与費事業につきましては、8 月 1 日から予定している危機管理監の任用に伴い、給料等が増額となるものの、負担率の引き下げに伴い共済組合負担金が減となるため、1,256 万 6,000 円を減額するものでございます。次の災害復旧支援事業につきましては、熊本地震に係る災害見舞金として 15 万円を増額するものでございます。次に、企画費の庁舎移転事業につきましては、旧広島県海田庁舎跡へ移転することを前提に、耐震診断を実施した上で建替えか改修かを判断して新庁舎の基本構想を策定するため、1,300 万円を増額するものでございます。次の、町制施行 60 周年記念事業につきましては、町制施行 60 周年記念事業補助金を交付するため、360 万円を増額するものでございます。次に、コミュニティ推進費の自治会集会所整備補助事業につきましては、成本自治会館の改修に対して補助金を交付するため、28 万 3,000 円を増額するものでございます。次の住民参画推進事業につきましては、歳入で増額する宝くじコミュニティ助成金を活用し、自治会連合会に助成金を交付するため、250 万円を増額するものでございます。続きまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費の社会保障税番号制度運営事業につきましては、地方公共団体情報システム機構交付金の再算定が行われたことに伴い、683 万円増額するもので併せて歳入で国庫補助金も増額するものでございます。続きまして、15、16 ページをお願いいたします。民生費の老人福祉費の介護保険繰出金事業法定負担分につきましては、人事異動等に伴い 22 万 5,000 円、次の介護保険繰出金事業その他につきましては、介護保険システム用のパソコン整備等にかかり 55 万 3,000 円増額するものでございます。続きまして、17、18 ページをお願いいたします。保育所費の保育所再整備事業につきましては、国の交付基準額の見直しに伴い、民間保育所施設整備費補助金を 488 万 3,000 円増額するもので、併せて歳入で国庫補助金も増額するものでございます。続きまして、19、20 ページをお願いいたします。衛生費の予防費につきましては、平成 28 年 10 月から B 型肝炎予防ワクチンが定期予防接種化されることに対応するため、小児期定期予防接種事業で 453 万 4,000 円、定期予防接種県外接種者助成事業で、18 万 3,000 円をそれぞれ増額するものでございます。続きまして 21、22 ページをお願いいたします。塵芥処理費の焼却施設跡地整備事業につきましては、焼却施設跡地利用計画の見直しを行うため、827 万 7,000 円を増額するものでございます。次のし尿処理費の浄

化槽減少化対策措置事業につきましては、廃業が提出されたことに伴い、海田町浄化槽清掃運搬業転・廃業交付金を交付するため 608 万 8,000 円を増額するものでございます。続きまして、29、30 ページをお願いいたします。土木費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましては、町道 49 号線の防護さく等を整備するため、200 万円増額するものでございます。続いて、33、34 ページをお願いいたします。住宅管理費の町営住宅改修事業につきましては、町営三迫住宅の屋根を修繕するため、610 万円増額するものでございます。続いて、35、36 ページをお願いします。消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴う退職報償金として 26 万 4,000 円増額するもので、併せて歳入で退職報償金受入金も増額するものでございます。続いて、39、40 ページをお願いいたします。教育費の小学校費につきましては、海田東小学校において、当初見込みよりも 1 クラス増となったことに伴い、教育振興費の小学校教育振興事業、34 万 4,000 円、学校給食費の小学校給食備品購入事業 19 万 5,000 円、それぞれ増額するものでございます。続いて、41、42 ページをお願いいたします。公民館費の公民館整備事業につきましては、海田公民館整備事業に伴い、地質調査及び基本設計を行うため、2,560 万円増額するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。なお、歳出に関連して説明させていただいたものは省略させていただきます。それでは、資料の 1 ページ、2 ページをお願いいたします。県支出金の衛生費補助金につきましては、新たに、広島県海岸漂着物等地域推進事業費補助金が創設されたことに伴い、既存の町内美化事業に充当するため、324 万 3,000 円を増額するものでございます。次に、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、7,316 万 9,000 円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 29 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、8,932 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 100 億 8,232 万円とするものでございます。以上で、平成 28 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）続きまして、第 30 号議案、平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。内容につきましては、資料 14 によるところでございますが、人事異動に伴う人件費等の補正でございますので、資料での説明を省略させていただきます。それでは、第 30 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 376 万 2,000 円を追加し、

歳入歳出予算の総額を 13 億 3,378 万 7,000 円とするものでございます。以上で、平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第 31 号議案、平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料 15 の平成 28 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。それでは、3 ページ、4 ページをお願いいたします。総務費の一般管理費、一般管理一般事務事業につきましては、平成 30 年度の国民健康保険の県単位化に向けた準備としまして、国民健康保険納付金等の算定に必要なデータを作成し、県に提出するため、国民健康保険システム改修費用として 156 万 6,000 円増額するもので、併せて、歳入で国庫補助金も増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 31 号をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 156 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 34 億 9,979 万 4,000 円とするものでございます。以上で、平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第 32 号議案、平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料 16 の平成 28 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。まず、保険事業勘定の 5 ページ、6 ページの方をお願いいたします。総務費の一般管理費の一般管理一般事務事業、65 万 1,000 円の増額は、人事異動に伴う介護保険システム用パソコンの購入費でございます。次の既存介護施設等スプリンクラー整備事業は、本町に所在する有料老人ホームの届け出が県に提出されたことに伴い、その施設にスプリンクラー設備を整備するため、579 万 7,000 円を増額するものでございますが、国からその全額が交付されます。続きまして、飛びますが、11、12 ページをお願いいたします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業については、人件費の増減に伴う財源調整のため、41 万 5,000 円を減額するものでございます。続きまして、歳入についてご説明いたします。なお、歳出の人件費の増減に連動した歳入については、説明を省略をさせていただきます。1 ページ、2 ページをお願いいたします。中段の国庫支出金の

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の先進的事業支援特例交付金につきましては、歳出でご説明いたしました有料老人ホームのスプリンクラー設備整備に伴う交付金として、その全額が交付されるものでございます。続きまして、下段の繰入金の介護給付費繰入金の事務費等繰入金、65万1,000円の増額は、人事異動に伴う介護保険システム用パソコンの購入費について繰り入れるものでございます。なお、介護サービス事業勘定の補正予算につきましては、職員人件費の減額のみでございますので、個別の説明は省略をさせていただきます。続きまして、議案をご説明いたします。第32号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、792万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億6,730万8,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から9万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,656万円とするものでございます。以上で、平成28年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）続きまして、第33号議案、平成28年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。内容につきましては、資料17によるところでございますが、人事異動に伴う人件費等の補正でございますので、資料での説明を省略させていただきます。それでは、第33号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額の水道事業費用を264万2,000円増額し、4億2,020万2,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費の職員給与費を、264万2,000円増額し6,035万6,000円とするものでございます。以上で、平成28年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で、全議案の説明を終わります。この際、議長よりお諮りいたします。日程第7、第29号議案、平成28年度海田町一般会計補正予算から日程第11、第33号議案、平成28年度海田町水道事業会計補正予算までの5議案については、予算委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第29号議案から第33号議案までの5議案については、予算委員会に付託することと決めます。

疑を行いました。当委員会では引き続き海田公民館の整備について調査研究を行ってまいります。以上で、海田公民館整備特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、会議規則第 43 条の 2 第 2 項の規定により、海田公民館整備特別委員会からの中間報告を受けたものでございますので、海田公民館整備特別委員会、中間報告につきましてはこれをもって終結いたします。この際お諮りいたします。平成 28 年度予算委員会の審査のため、明日の 6 月 8 日を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、明日の 6 月 8 日を休会とすることと決めます。なお、次の会議は 6 月 9 日午前 9 時から開会いたします。本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 4 時 27 分 散会